

審査意見への対応を記載した書類（3月）

目次

現代システム科学域 教育福祉学類

No.	審査意見	ページ
【設置の趣旨・目的等】		
1.	教育福祉学類においては、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ」とされているが、学類や学位の名称に使用している「教育福祉学」の学術的な位置付けや定義が不明確であるため、これらを学ぶことがなぜ「教育福祉学」となるのか、判然としない。教育課程においても、それらを理解できる授業内容になっているとは言い難（がた）い。「教育福祉学」の学術的な位置付けを示して、学位の名称も含め、学類の名称の妥当性を明確にするか、教育課程を含め設置計画が整合するよう修正すること。その際、「教育福祉学」に保育士養成が含まれている意義や位置付けを含め説明すること。なお、設置の趣旨等において、教育と福祉の記載の順序が異なる箇所があるため、検証の上、必要に応じて改めること。	5
	(是正事項)	
2.	教育福祉学類について、大阪府立大学の地域保健学域に置かれていた教育福祉学類を現代システム学域に設置することとしているが、専攻分野が異なると考えられる学類を1つの学域に統合する趣旨や、設置の前後において、教育課程や教員組織等において、どのような見直しが行われるのかについて、現代システム学域が4つの学類から構成されている趣旨を含め、説明すること。	15
	(是正事項)	
3.	各学類の「知識・技能」に係るディプロマ・ポリシーのうち、コミュニケーションに係る項目が設定されているが、他の学部等においては、当該学部の専攻分野を踏まえたコミュニケーション能力の知識等の修得が設定されているが、本学域の各学類は異なる専攻分野であるにも関わらず、同じ記載内容となっていることから、各学類の専攻分野の特徴を踏まえた記載内容に修正すること。	31
	(是正事項)	
4.	ディプロマ・ポリシーの説明において、「国際社会の諸問題を深く理解」や「地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材の育成」とあるが、教育課程の学類基盤科目には、これらに対応する科目が見受けられ	

ず、学類専門科目に配置されている「国際教育と開発」は、専任教員が担当する科目ではない。このため、ディプロマ・ポリシーの当該項目と教育課程の対応が不十分であると考えられるため、妥当性を明確にするか修正すること。

(是正事項) 36

5. 設置の趣旨等において、「人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援に関する多様な学び」とある一方で、別の箇所では、「福祉的支援」と「教育的支援」に関する説明のみとなっており「人権的支援」の説明がない。また、「社会福祉的支援」とある一方で、別の箇所では「福祉的支援」となっていて説明の整合性が不明確であるため、整合性ある説明に修正すること。

(是正事項) 47

6. 教育福祉学類と生活科学部人間福祉学科は、「人材養成目的及びその他の教育研究上の目的」の記載において一部重複する内容が見受けられ、類似しているように見受けられるため、別々に設置する必要性や違いについて、受験生や学生にも理解されやすいよう明確にすること。

(是正事項) 49

【名称等】

7. 教育福祉学類の英語名称 (Department of Social Welfare and Education) について、日本語名を適切に表しているのかどうか不明確であるため、別途指摘している「教育福祉学」の定義を明確にした上で、学位の英語名称を含め整合性を明確にするか、必要に応じて修正すること。

(是正事項) 53

【教育課程等】

8. 多くの資格の取得が掲げられているが、どのような履修によって資格取得のための要件を満たすことができるのか、資格によっては不明確であるものも見られるため、それらの履修モデルを示すこと。

(是正事項) 54

9. 教育福祉学類について、「総合的な観点から持続可能な社会の実現に貢献できる人材の育成」、「福祉・保育・教育分野における専門的かつ協働的な実践と理論に関する研究・教育を行う」、「複数領域の知識を横断的に用いて、現代システムに内在する課題の解決を目指すことができる」との説明があるが、このような特徴的な内容について、どのように教育課程

や教育方法において担保されているのか不明確であるため、明確にすること。

(是正事項) 57

10. 教育福祉学類について、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域」であると説明されているが、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論」以外にどのような学問分野が対象とされているのか説明すること。また、「ジェンダー論」が明示されているが、設置の趣旨等において、特段の説明もなく当該学類における「融合領域」における位置付けが不明確であるため、明確にすること。

(是正事項) 61

11. 教育福祉学類において、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ」とされているが、履修モデルでは、例えば、保育学については、保育士を目指すモデル以外では履修が設定されていないと見受けられるため、各履修モデルの妥当性について、「教育福祉学」の学術的な位置付けや定義を明確にした上で、明確にするか修正すること。

(是正事項) 70

12. 教育福祉学類について、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ」とされている一方で、学類共通科目の必修科目である「教育福祉学A・B」の授業概要には「教育福祉学を構成する社会福祉学と教育学について基礎的な知識を学ぶ科目」と説明されていて、整合していない。「教育福祉学」の学術的な位置付けや定義、対象とする領域を明確にした上で、当該授業科目の妥当性を説明するか、必要に応じて修正すること。

(是正事項) 79

13. 「『人間形成論』『生涯学習概論』など教育福祉学の基盤となる科目とともに、『教育福祉の諸問題A、B、C』『家族社会学』『教育社会学』」などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させる」とあるが、「家族社会学」と「教育社会学」などの社会学的な学修をすることで、「教育福祉学的視点を深化させる」ことができるのかを説明すること。

(改善事項) 83

14. 社会福祉実習の実習先との契約内容において、「学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を提出する場合もある」とされているが、当該誓約書の提出は実習に当たっては重要と考えられるた

め、提出を必須としないことの妥当性を明確にするか適切に修正すること。

(是正事項) 84

15. 教育福祉学類において、教育実習については、想定受講者数の明記がないが、社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカーに係る実習の想定受講者数は示されているものの、いずれの実習についても、想定受講者数の設定の考え方や想定を超えて希望があった場合の対応方策が不明確であるため、これらの点を明確にすること。また、想定受講者数に比して、学生受入数が十分であるか、不明確なものがあるため、妥当性を明確にするか必要に応じて修正すること。

(是正事項) 86

16. 社会福祉士やスクールソーシャルワーカーの養成に係る履修モデルが示されているが、例えば、「相談援助演習」は2単位の設定となっているが指定規則に対応する単位数の設定となっていないと考えられる。このため、指定規則と科目対応表を示して整合性を明確にするか、必要に応じて修正すること。

(是正事項) 94

【教員組織】

17. 様々な資格取得が可能な設置計画となっているが、各資格の専攻分野に係る専任教員が配置されているのか不明確であるため、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員に担当させる旨の大学設置基準の規定を踏まえつつ、適切な教員組織となっていることを明確にすること。

(是正事項) 96

【施設・設備等】

18. 実習施設が示されているが、例えば、保育士養成に係る実習施設については、一般的に必要な特別教室や鍵盤楽器などが整備されていないように見受けられるなど、各資格の取得に必要な実習を履修するために適切な実習施設が確保されているか不明確であるため、明確にするか、必要に応じて修正すること。なお、小学校の教員免許の取得ができないにもかかわらず、多くの小学校を実習受入れ施設とすることの必要性を明確にすること。

(是正事項) 105

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

1. 教育福祉学類においては、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ」とされているが、学類や学位の名称に使用している「教育福祉学」の学術的な位置付けや定義が不明確であるため、これらを学ぶことがなぜ「教育福祉学」となるのか、判然としない。教育課程においても、それらを理解できる授業内容になっているとは言い難い。 「教育福祉学」の学術的な位置付けを示して、学位の名称も含め、学類の名称の妥当性を明確にするか、教育課程を含め設置計画が整合するよう修正すること。その際、「教育福祉学」に保育士養成が含まれている意義や位置付けを含め説明すること。なお、設置の趣旨等において、教育と福祉の記載の順序が異なる箇所があるため、検証の上、必要に応じて改めること。

(対応)

教育福祉学の学術的位置づけは、後述の通り戦後早くから施策的場面や複数の学会、学術誌など様々な場面において示されてきた。また、「教育福祉学」の定義は「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論、社会学、健康科学、人権論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問である。さらに、学位名称の妥当性等については、教育課程において、「教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1）」）及び履修モデル（資料1）に示す通り、学類基盤科目、学類共通科目、専門科目、卒業論文などで系統的に学修できるように構成されていることを踏まえ、学位名称及び学類の名称の妥当性、「教育福祉学」に保育士養成が含まれる意義を以下のとおり説明するとともに、設置の趣旨等を記載した書類に追記する。

なお、設置の趣旨等において、教育と福祉の記載の順序が異なる箇所があるが、文脈の関係上、敢えて順序を変えて記載しているところもあるが、ご指摘を受け検証を行い、「教育、福祉」の順に統一するよう修正する。

1. 教育福祉学の学術的な位置づけ

戦後、「教育福祉」という名称は、確認できるところでは1956年9月発行の「文部時報」に掲載された石川二郎氏の論文「教育福祉とその戦後における展開」に遡る。そこに示される「教育福祉」とは「児童福祉・社会保障・教育の機会均等などの近代的な社会思想及び教育理念から導かれ、国家的社会的な生活の保障機構と構造的な連関をもって考えられるべきもの」と、その理念等が示される。また、このような『概念』の端緒は、さらに遡って1946年の衆議院帝国憲法改正案特別委員会において行われた「婚姻」に関する条文の審議記録からも背景の一端が窺える。これによると、戦後直後より既に

就学前教育と保育の一体化が議論され、その意図は「乳幼児保育施設は、乳幼児の完全なる保護、教育、家庭生活の改善に裨益する社会的役割及び婦人の社会的活動を発展せしめ（略）」（「乳幼児保育施設の整備拡充に関する建議」（1946年10月12日、衆議院））るなど、保育、教育、家庭生活、女性の社会的活動に至るまでを視野にいたした「施策」が求められていたことがある。

以後、時代と社会状況の複雑化に伴い同関心は細分化され、「教育」と「福祉」はおおよそ異なる学問体系として扱われてきた。しかし、そのような歴史にあっても、「教育」と「福祉」の研究上の不可分性は失われず、むしろ今日の社会状況は、上記下線部の延長として貧困問題、学校教育からの疎外、母子保健、ジェンダー、障がい者、包摂、虐待、生涯教育、高齢者福祉問題など、「教育福祉学」が対象とすべき追究の射程拡張が求められてきた。同時にこれら課題群の本質を逃さぬためにも異なる研究枠組みを超えなければならない状況に至った。

この証左として、例えば、直近の約2年間（2019年1月～2020年11月）に「教育福祉」がタイトルに用いられて投稿された論文は約20数本に上る。これら論文等が掲載された学術雑誌・学会誌等の各学問分野は次の通り多岐にわたる。

雑誌名	発行大学等
1. 教育福祉研究	（北海道大学大学院教育福祉研究 G）
2. 立正大学社会福祉研究所年報（立正大学）	
3. 聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要（聖隷クリストファー大学）	
4. 社会教育研究年報	（名古屋大学大学院教育発達科学研究科 社会・生涯教育学研究室）
5. 信州大学教育学部研究論集（信州大学教育学部）	
6. 愛知県立大学教育福祉学部論集（愛知県立大学生涯発達研究所）	
7. 生涯発達研究（愛知県立大学生涯発達研究所）	
8. 教育文化学年報（大阪大学大学院人間科学研究科）	
9. 人間社会学研究集録（大阪府立大学）	
10. 子ども・子育て支援 研究センター年報（広島文化学園大学）	
11. 国際教育文化研究（九州大学大学院人間環境学研究）	
12. 心理・教育・福祉研究（九州ルーテル学院大学）	
13. 大分大学高等教育開発センター紀要（大分大学）	

以上、これら学術誌とその発行機関からわかるように、「教育福祉」を論文タイトルに付して研究をしている学問分野は社会福祉学だけにとどまらない。すなわち、保育学、教育学、発達科学、生涯教育、社会教育、人間科学、社会学、人間環境学、心理学、健康科学、教育政策学、教育法学等にわたって研究されていることがわかる。学会誌で当該論文等を掲載した学会も、日本比較教育学会、日本教育福祉学会、日本教育政策学会、日本教育学会、日本社会教育学会など多岐に渡る。これらは、既存の学問分野の知を横

断的に結び付けて人間の誕生から生涯にわたる発達・成長・生活に関する統一的保障(尊厳性、包摂性)のあり方等を問うことが行われており、その射程全体を社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論などの研究成果の構造的連関をもって「教育福祉学」として追究することが求められてきていると言える。

一方、近年はさらに発展的に「教育福祉学」を展開する動きが加速している。例えば、「日本教育福祉学会」は、「グローバル化が急速に進む現代社会の方向性を探り、教育、福祉、言語・文化・社会制度・社会倫理にかかわるあり方を模索し、人間としての生き方にふさわしい未来への展望を見出すことをめざして、総合的な視点から学術研究の向上・発達を図ることを目的と」して展開している。また、愛知県立大学教育福祉学部における教育福祉学は、「人間の発達を支援する教育の科学と人間の生活の自立を目指す福祉の科学が協力・連携して『成熟した共生社会』の創造に貢献できるような教育と研究」と規定されており、いずれも教育的なアプローチと社会福祉的なアプローチを融合させようと試みていることがわかる。以上のように、「教育福祉学」は現実には生起している人間存在と、生活様式や社会生活の変化に起因する諸課題に対して、国際的視点や多くの学問分野からの新たな価値を加味しながら課題解決に向けて拡大的に発展してきている学問領域である。

2. 学術的背景に基づく教育福祉学の定義について

上記を背景に、申請する本学類の問題意識と教育福祉学の定義は次の通りである。

人の生涯にわたる発達・成長には、等しく学びの機会が保障されるとともに、時宜に適った社会福祉の支援が提供されることが不可欠である。ここにいう学びとは、学校教育に特化したものではなく、人がその生涯を通し、他者と相見えることによって相互性を高め、自己の可能性を拓きつつ、社会と繋がっていくような営為を指す。しかしながら、かかる学びの回路は常に万人に開かれているわけではなく、親の経済力、病気や障がい、ジェンダー、国籍などによって学びの回路を閉ざされ、自由獲得(人間開発)の機会を奪われる人びとも少なくない。社会福祉の支援は、人間らしい生活を保障するための砦であり、いわばセーフティネットの機能を持つ。上述のごとく、人はさまざまな事由により、ともすれば自らの最善の利益を求める道を閉ざされかねない。かかる生活上の諸課題に直面した人びとの主体性を尊重し、その声を十分聞き取りながら、健康で文化的な生活と十全な社会参加を保障し、誰もが尊厳ある生き方を実現できるようにすることが肝要である。

すなわち、教育福祉学とは、まず「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問

である。さらに、これらは、相互補完させることのできる社会システムとして人間の安全保障の重要な部分を占める持続可能な社会づくりのための研究を成すこととも同一地平に立つ。これが教育福祉学に求められるミッションである。

これらの教育課程は、「教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））」及び履修モデル（資料1）に示す通り、学類基盤科目、学類共通科目、専門科目、卒業論文などで系統的に学修できるように構成されている。

3. 1～2を踏まえた学位の名称、学類の名称の妥当性について

現在の教育福祉学類では、先の教育福祉学の学問的位置づけを踏まえて、社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論などの人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する課程を有して教育・研究活動を積み重ねてきた。新大学における現代システム科学域は、持続可能な社会の実現を目指して教育研究を推進する4つの学類から構成されるが、その根拠となっているのが、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下SDGs）の「宣言」に示される世界像を実現することにある。この世界像には、例えば次の内容が示される。

- ・「質の高い教育や社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界」
- ・「身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界」
- ・「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと、人種、民族及び文化的多様性。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界」
- ・「子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界」
- ・「すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受しその能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」などである。

そして、これら「世界像」を実現するための学問的追究は、生涯を通して尊厳性、社会的保護、健康、教育、福祉、公正・平等などの保障と恩恵の中で生きられる社会を目指す点で、教育福祉学類の問題意識と定義に示した「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」と同一の目的を有している。すなわち、世界像に示されるアジェンダの各目標は、「人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大」を追究することと価値を等しくし、それゆえに既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論などの学問分野の知を横断的に結び付けて人間の誕生から生涯にわたる発達・成長・生活に関する統一的保障（尊厳性、包摂性）のあり方等を問う「教育福祉学」の追究射程と同一性を有している。以上より、現代システム科学域における学類の名称も教育福祉学類が妥当である。

また、大阪府立大学教育福祉学類は、人間の生活と発達の包括的な保障および支援に

関する学問追究や、上記「世界」の象徴的価値である「誰一人取り残さない」など、共生社会の構築に向け、個別支援や学びの方法、それらの評価と分析、支援と学びの倫理、専門家の育成、共生社会を実現させる社会システムや制度政策の設計といった研究を展開し、支援と学びに関する学際的な知を生成する研究・教育を行っている。この結果、これまで「学士（教育福祉）」の学位を有する卒業生は、社会福祉士資格を有する中学・高校教員、社会福祉士資格を有する保育士、社会福祉士資格を有する法務教官（法務省）、社会福祉士資格を有する家裁調査官（法務省）他、複数の国家資格等を有して各地方自治体の行政職・福祉職、国際協力機構（青年海外協力隊）、国際 NPO 団体、スクールソーシャルワーカー、メディカルソーシャルワーカー、認定保育園経営、福祉団体、社会福祉協議会、民間企業厚生部門などに就職、勤務している。これら数多くの学生が融合した視座をもって就職・起業していることから、学位名称「学士(教育福祉学)」は妥当性を有するものと考ええる。

4. 保育の位置づけについて

「教育福祉」概念の淵源より、保育は教育福祉の中で重要な位置を占めてきた歴史がある。保育はそれのみに完結することなく、家庭の問題、子育てと貧困の問題の他、女性の社会進出と地位向上に至る多くの社会的課題の基点として捉えられる。また、誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を追究する時、従来の教育学や社会福祉学といった縦割りの学問領域の結節点として、就学前の教育・保育を一体として捉えた保育学（および保育士養成課程）は、歴史的にも教育福祉学の重要な柱の一つである。すなわち、教育福祉学類の理念に掲げる「人の生涯にわたる発達保障」を実現する起点にあたるのが「保育」である。また、多様な可能性を胚胎させつつも、存在としては脆弱であるため、他者からの手厚いケアを必要とするヒトの幼少期は、将来の可能性を拓くための基盤を形成する重要な時期である。保育の学びは、かかる深い人間理解に立脚し、子どもたちの可能性を拓き、長期的視野で将来を構想することができる人材を養成することにつながるが、このことは持続可能な社会を構築するにあたって必要不可欠である。なお本学類に「保育士養成課程」をおくことの意義は、以下のとおりである。

保育を通して親世代の学びや支援の課題が見えてくる。教育福祉学類において社会福祉・ソーシャルワークを学んだ保育士は、親たちと協働して次世代を創っていくことや、親たちの生涯発達支援に携わることができる。近年、保育者（保育士）の役割として、「保護者支援」「保育相談支援」「家庭支援」が強調されているが、このことは、保育士には子育て支援だけでなく、「親支援」「親子関係支援」の視点や知識・スキルが必要であると考えられるようになってきていることを意味する。いわば「親育て」のできる保育者、親になった後の人間としての成熟や成長、認知や価値観と行動の変容を促すことのできる保育者が求められているのである。本学類の保育士養成課程は、まさしくそのような

人材育成を行うものである。このような知識とスキルを携えることは、生活課題を抱えている親たちを直接支援することと同様、（あるいはそれ以上に）重要である。

また、こんにちの深刻な「保活」状況や子育てをめぐる社会問題・生活問題が、保育現場とつながることにより鮮明に浮かび上がる。大学が保育士養成課程を置き、実習する学生のみならず教員も現場の声を聞きうる場に自らを積極的に置くことにより、子育てに関する諸課題から社会を分析し、課題解決に向けた知を生成することが可能である。

なお、これら保育士養成課程を卒業した学生の就職先は、保育士資格だけでなく社会福祉士資格も取得して卒業していることから、保育士に限らず多岐に渡る。公務員では、泉大津市（福祉職）、堺市（福祉職）、大阪市（福祉職）、大阪府（福祉職）、伊丹市（福祉職）、神戸市（福祉職）、堺市社会福祉法人などに採用され就職している。他にも、国立病院機構奈良医療センター、岸和田市子ども家庭センター、大阪府子ども室子育て支援センター、和歌山市の児童養護施設、吹田市行政職、京都市行政職などである。民間では、保育園（石井記念愛染園のわかさ保育園ほか複数の民間保育施設、堺市社会福祉事業団、大阪医科大学LDセンター（言語聴覚士）、児童養護施設、乳児院などがある。また、就職先ではないが、国際的な活躍を目指しアメリカの大学院で院内保育の国際資格（「Child life Specialist」）を取得すべく現在留学中の卒業生がいるなど、新大学における教育福祉学類においても国際的に活躍する人材が輩出することが期待される。以上、いずれも国内外で社会的課題の解決に貢献している。

（新旧対照表）

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
（設置趣旨（本文）-21 ページ） 2 学部・学科等の特色 （前略） 〔教育福祉学類〕 教育福祉学とは、戦後に発祥した教育福祉の理念を背景として、人間の生活と発達¹の包括的な保障および支援に関する学として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大とを、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論などの人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創	（11 ページ） 2 学部・学科等の特色 （前略） 〔教育福祉学類〕 教育福祉学類では、多様で複雑な課題を抱える今日の国際社会において、潜在的な社会問題をいち早く捕捉し、もって現代社会の仕組みをよりよいものに変革する力を備えることを目指し、教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ。このため、教育福祉学類では、教育福祉における SDGs、保育学概論の学類基盤科目を 1 年次に、生涯学習概論、ソーシャルワーク概論、ジェンダーと

造活動の思考様式ならびに知的探求資源を獲得する学問である。 このような多様な専門分野の融合性による知的創造と探究を行うのは、持続可能な社会の実現を目指す「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下 SDG s）に示される人類が求める世界像の実現を目指すからである。この世界像には、例えば次の内容が示される。「質の高い教育や社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界」、「身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界」、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと、人種、民族及び文化的多様性。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界」、「子どもたちに投資し、すべての子どもが暴力及び搾取から解放される世界」、「すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受しその能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」などである。すなわち、これら世界像を実現するための学問的追究は、根源的には生涯を通じた尊厳性、社会的保護、健康、教育、福祉、公正・平等などの保障と恩恵の中で生きられる社会を目指す問題意識と探究および実践を深めることにあり、これは教育福祉学の問題意識と定義に示した「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」と同一の目的および問題意識を有している。このように、教育福祉学は国内外の上記「世界像」が示す目的を達するために、単一専門分野からだけでなく、先に記した各学問分野の知を横断的に結び付けて人間の	社会などを 2 年次に学ぶことで、人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援を融合させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するための視点を獲得させる。また、教育福祉学類においては、エスニシティの多様性やジェンダー 平等を踏まえ、他の専門職者や当事者と協働して現代社会の諸問題に切り込み、個別の問題 解決をはかるとともに、支援にかかわる制度や政策をデザインする力量を備えた高度な専門職養成を行う。具体的には、教職・社会福祉士・保育士・スクールソーシャルワーカーと いった対人援助専門職養成を行う。教育福祉学類の特色は、人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援に関する多様な学びに加え、人と社会・環境に関する関連学問領域を幅広く学ぶことによって、サステイナブルな社会のあり方を学ぶことにある。
--	---

誕生から生涯にわたる発達・成長・生活に関する統一的保障（尊厳性、包摂性）のあり方を問い追究する特徴がある。なお、ここで保育学が加えられているのは、戦後に形成された「教育福祉」概念の淵源やそれより以前から、保育はそれのみに完結することなく、家庭の問題、子育てと貧困の問題の他、女性の社会進出と地位向上に至る多くの社会的課題の基点として捉えられてきたことや、人の誕生から老齢期までが尊厳性に溢れた社会を考える起点であるからである。併せてこれら子育てや女性の地位向上の問題はすなわち人権論やジェンダー論からも考察され、同時にそれぞれが独立して研究対象となるだけでなく、多くの現代社会の諸問題の解決に通底する価値と方向性を示す点で重要な位置を占める。今日、社会福祉的支援とこのように教育福祉学類は各学問領域の融合性をもって社会的課題を追究する点で大きな特徴を有している。	
（設置趣旨（本文）-24 ページ） 3 学部・学科等の名称及び学位の名称 ア 学部・学科等の名称及び当該名称とする理由 （2）学類の名称を当該名称とする理由 （中略） 〔教育福祉学類〕 「教育福祉学」は、現実には生起している人間存在と、生活様式や社会生活の変化に起因する諸課題に対して、国際的視点や多くの学問分野からの新たな価値を加味しながら課題解決に向けて拡大的に発展してきている学問領域である。人の生涯にわたる発達・成長には、等しく学びの	（13 ページ） 3 学部・学科等の名称及び学位の名称 ア 学部・学科等の名称及び当該名称とする理由 （2）学類の名称を当該名称とする理由 （中略） 〔教育福祉学類〕 <u>本学類では、人と社会に対する包括的な視野から、人間の生活と発達を保障し支援するために必要な、福祉・保育・教育分野における専門的かつ協働的な実践と理論に関する研究・教育を行うことにより、誕生から老いまで生涯にわたって、人間の尊厳を持った生存を保障する福祉的</u>

機会が保障されるとともに、時宜に適った社会福祉の支援が提供されることが不可欠である。ここにいう学びとは、学校教育に特化したものではなく、人がその生涯を通し、他者と相見えることによって相互性を高め、自己の可能性を拓きつつ、社会と繋がっていくような営為を指す。しかしながら、かかる学びの回路は常に万人に開かれているわけではなく、親の経済力、病気や障がい、ジェンダー、国籍などによって学びの回路を閉ざされ、自由獲得（人間開発）の機会を奪われる人びとも少なくない。社会福祉の支援は、人間らしい生活を保障するための砦であり、いわばセーフティネットの機能を持つ。上述のごとく、人はさまざまな事由により、ともすれば自らの最善の利益を求める道を閉ざされかねない。かかる生活上の諸課題に直面した人びとの主体性を尊重し、その声を十分聞き取りながら、健康で文化的な生活と十全な社会参加を保障し、誰もが尊厳ある生き方を実現できるようにすることが肝要である。教育福祉学とは、このように、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問である。以上より、現代システム科学域における学類の名称を教育福祉学類とした。	<u>支援と、人間としての発達と学習を保障する教育的支援とを、有効に相互補完させることのできる能力を養成することを目的とする。そのために必要となる社会福祉学、保育学、教育学の融合領域を専門分野とすることから、学類名称を教育福祉学類とした。</u>
（設置趣旨（本文）-25 ページ）	（14 ページ）

3 学部・学科等の名称及び学位の名称 ア 学位の名称及び当該名称とする理由 【学位の名称および当該名称とする理由】 教育福祉学類－当該名称とする理由 本学類は、人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学問追究や、「誰一人取り残さない」という思想に基礎づけられた共生社会の構築に向け、個別支援や学びの方法、それらの評価と分析、支援と学びの倫理、専門職の育成、共生社会を実現させる社会システムや制度政策の設計といった研究を展開し、支援と学びに関する学際的な知を生成する研究・教育を行っている。前身の大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類では、数多くの卒業生が融合した視座をもって就職・起業していることから、学位名称は「学士（教育福祉学）」がふさわしい。また FDC については、総合的な観点からサステイナブルな社会の実現に貢献できる人材の育成を目標とするため、学士（学術）がふさわしい。	3 学部・学科等の名称及び学位の名称 ア 学位の名称及び当該名称とする理由 【学位の名称および当該名称とする理由】 教育福祉学類－当該名称とする理由 <u>本学類における教育・研究は、社会福祉学、保育学、教育学を基盤としており、福祉と教育の観点からサステイナブルな社会の実現に貢献できる人材の育成を目標とするため、学士（教育福祉学）がふさわしい。また FDC については、総合的な観点からサステイナブルな社会の実現に貢献できる人材の育成を目標とするため、学士（学術）がふさわしい。</u>
--	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

2. 教育福祉学類について、大阪府立大学の地域保健学域に置かれていた教育福祉学類を現代システム学域に設置することとしているが、専攻分野が異なると考えられる学類を1つの学域に統合する趣旨や、設置の前後において、教育課程や教員組織等において、どのような見直しが行われるのかについて、現代システム学域が4つの学類から構成されている趣旨を含め、説明すること。

(対応)

専攻分野が異なると考えられると指摘された「知識情報システム学類」「環境社会システム学類」「教育福祉学類」「心理学類」の4つの学類を1つの学域に統合する趣旨は、その背景に「持続可能な開発」の国際的な定義(1987年)に基づき、サステイナビリティ学連携研究機構等によってサステイナビリティ学(sustainability science)が構築され、以降、社会的課題として、その必要性は高まる一方となっており、将来にも続く社会の営みや、それらの現象や課題対応の学問を体現化する教育組織の在り方として、社会に貢献できるものとして「現代システム科学域」を設置するとしたものである。このサステイナビリティ学を構成する3つの要素として、気候システム、資源・エネルギー、生態系などから成る地球システム(global system)、政治、経済、産業、技術などから成る社会システム(social system)、そして安全、ライフスタイル、健康、価値規範などから成る人間システム(human system)が挙げられ、持続可能な開発のためには、サステイナビリティ学として異なる分野の学問が相互に関連しあう必要性が認識された。(図1)。

Components of Sustainability Science

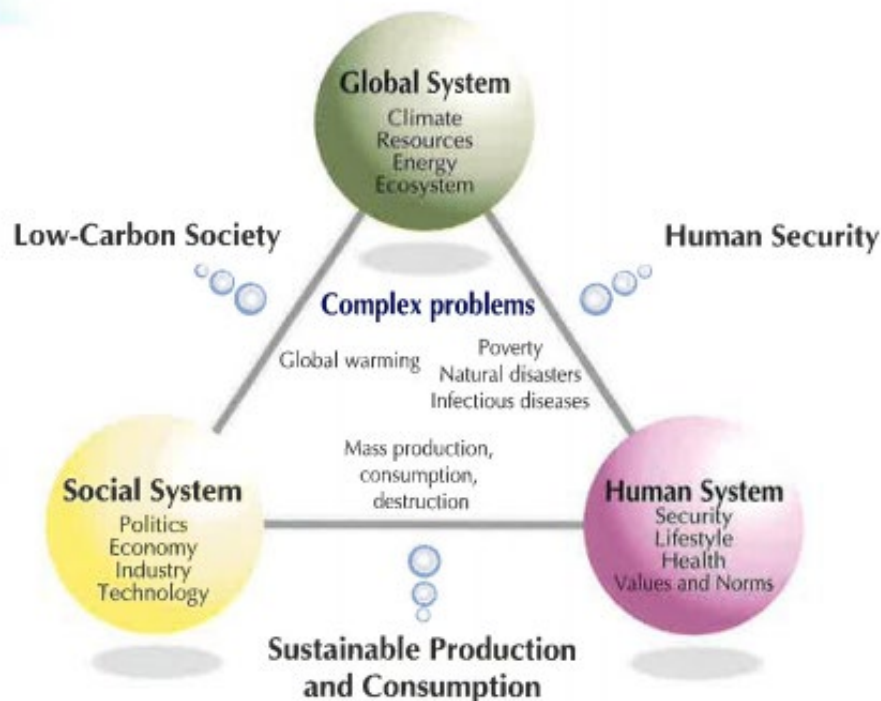


図1 サステイナビリティ学 (Sustainability Science) を構成するシステム

(茨城大学 HP, <http://www.grad.ibaraki.ac.jp/gpss/english/index.html>, より 2021/1/4 ダウンロード)

一方、2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 Agenda for Sustainable Development)」の前文に続く宣言には、イントロダクションとして 6 項目の我々が取り組むべき課題が記され、その後に我々のビジョンとして、下記に示す 3 項目の目指すべき具体的な「世界像」が述べられている。

(2030 アジェンダの「宣言」日本語訳から抜粋)

7. これらの目標とターゲットにおいて、我々は最高に野心的かつ変革的なビジョンを設定している。我々は、すべての人生が栄える、貧困、飢餓、病気及び欠乏から自由な世界を思い描く。我々は、恐怖と暴力から自由な世界を思い描く。すべての人が読み書きできる世界。すべてのレベルにおいて質の高い教育、保健医療及び社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界。身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界。安全な飲料水と衛生に関する人権を再確認し、衛生状態が改善している世界。十分で、安全で、購入可能、また、栄養のある食料がある世界。住居が安全、強靱（レジリエント）かつ持続可能である世界。そして安価な、信頼でき、持続可能なエネルギーに誰もがアクセスできる世界。

8. 我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと、人種、民族及び文化的多様性。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界。子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界。すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受し、その能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界。そして、最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界。

9. 我々は、すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界を思い描く。消費と生産パターン、そして空気、土地、河川、湖、帯水層、海洋といったすべての天然資源の利用が持続可能である世界。民主主義、グッドガバナンス、法の支配、そしてまたそれらを可能にする国内・国際環境が、持続的で包摂的な経済成長、社会開発、環境保護及び貧困・飢餓撲滅を含めた、持続可能な開発にとってきわめて重要である世界。技術開発とその応用が気候変動に配慮しており、生物多様性を尊重し、強靱（レジリエント）なものである世界。人類が自然と調和し、野生動植物その他の種が保護される世界。

このような目指すべき世界像では、より身近な暮らし、社会において、すべての人の尊厳が守られ、平等に資源を分かち合える世界がイメージされている。これらのことから本学域においては、サステナビリティ（sustainability）を、「誰一人取り残すことなくすべての人々の尊厳が守られ、人としての包括的なウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）が世代を超えて保障される状態」と定義し、その状態が保たれている社会を持続可能な社会（sustainable society）と定義した。

そして、この世界像を念頭に置き、先のサステナビリティ学で挙げられた3つのシステムを、大気・海洋循環、水・食糧・エネルギー、生態系、都市環境などから成る自然システム（natural system）、ガバナンス、異・多文化共生、ジェンダー、万人・生涯支援、社会保障などから成る社会システム（social system）、そして、哲学・倫理、自・異文化理解、万人・生涯教育、人間心理などから成る人間システム（human system）として捉え直すとともに、サステナビリティ学では社会システムの一つとして位置付けられる情報システム（information system）を、他の3つのシステムをつなぐ役割を果たす重要な要素として独立させることによってできた4つのサブシステム全体を、一つの集合体として、持続可能システム（sustainable system）と定義し位置づけた。（図2）。

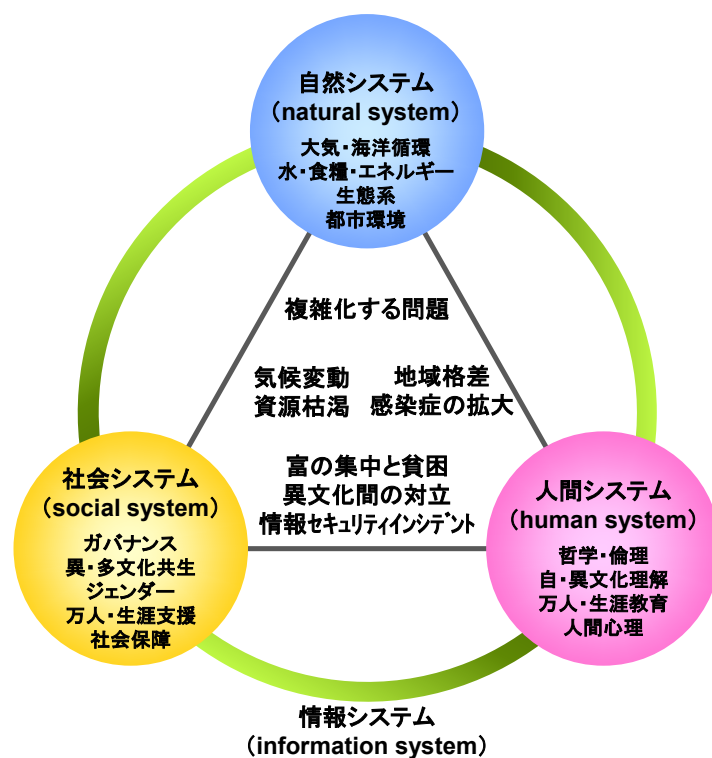


図2 持続可能システム (Sustainable System) を構成するシステム

すなわち、持続可能システムは自然システム、社会システム、人間システム、情報システムが相互に関係することでアジェンダが目指す世界像への追究が可能となる。以上より、持続可能システムのうち、「環境社会システム学類」は、自然システム、社会システム、人間システムを対象とし、自然科学、人文・社会科学、人間科学を担当する。「心理学類」は持続可能システムのうち、情報システム、人間システムを対象とし、情報学、人間科学を担当する。「知識情報システム学類」は、持続可能システムのうち、情報システム、社会システム、人間システムを対象とし、情報学、人間科学を担当する。そして、「教育福祉学類」は、持続可能システムのうち、社会システム、人間システムを対象とし、人文・社会科学、人間科学を担当する。

現代システム科学域の4学類は、資料2（現代システム科学域に関するキーワードについての説明）で示すように、知識情報システム学類、環境社会システム学類、教育福祉学類、心理学類の4学類で構成する（表1）。

表 1 現代システム科学域を構成する 4 学類

知識情報システム学類 (学生定員:60)	環境社会システム学類 (学生定員:100)	教育福祉学類 (学生定員:55)	心理学類 (学生定員:45)
主な教育研究分野: 情報システム学 情報通信工学 人工知能学 応用情報学 主な対象とするシステム: 情報システム 社会システム 人間システム 主な基礎学問分野: 情報学 人間科学 学位又は学科の分野 工学、理学	主な教育研究分野: 自然環境学 社会環境学 環境共生学 主な対象とするシステム: 自然システム 社会システム 人間システム 主な基盤学問分野: 自然科学 人文・社会科学 人間科学 学位又は学科の分野 文学、経済学、 工学、農学	主な教育研究分野: 社会福祉学 保育学 教育学 ジェンダー論 主な対象とするシステム: 社会システム 人間システム 主な基盤学問分野: 人文・社会科学 人間科学 学位又は学科の分野 教育学・保育学、 社会学・社会福祉学	主な教育研究分野: 認知科学 社会・環境心理学 臨床心理学 主な対象とするシステム: 情報システム 人間システム 主な基盤学問分野: 人間科学 情報学 学位又は学科の分野 文学
学士(情報学) 学士(学術)	学士(環境社会システム学) 学士(学術)	学士(教育福祉学) 学士(学術)	学士(心理学) 学士(学術)

この4学類に必要な教育リソースとして、現在の大阪府立大学現代システム科学域、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類、大阪市立大学工学部電気情報工学科を活用する（図1）。

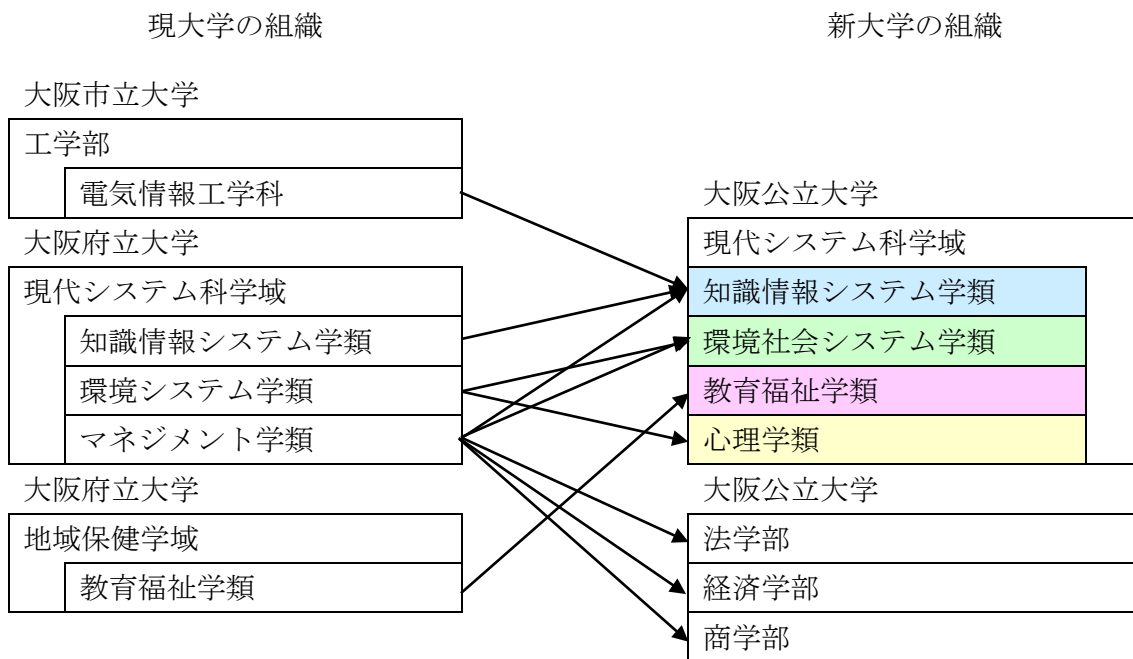


図1 現組織と新組織の対応関係

現行の教育体制

現在の大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類の教育体制を表 2 にそれぞれ示す。

表 2 地域保健学域教育福祉学類における教育体制

教育課程	配置されている教員の専門分野（職階）	教員数
教育福祉学類	子ども家庭福祉論（教授 2）、障害者福祉論（教授 1、准教授 1）、地域福祉論（講師 1）、セルフヘルプ・グループ論（准教授 1）、医療福祉論（教授 1）、社会福祉運営論（准教授 1）、公的扶助論（准教授 1）、保育思想（准教授 1）、障害児保育論（准教授 1）、教育哲学（教授 1、准教授 1）、教育人権論（教授 1）、教育社会学（教授 1）、健康科学（教授 1）、セクシュアリティ論（教授 1）、福祉哲学（教授 1）、家族社会学（教授 1）、政治思想（准教授 1）、法律学（教授 1）	21 名

現代システム科学域での教育体制

今回設置する現代システム科学域における開学時の教育体制を表 3 に示す。

新大学における「教育福祉学類」では、現在の地域保健学域教育福祉学類教員が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論に関する教育を行う。教員定員数は同じである。

新大学における「知識情報システム学類」では、現在の現代システム科学域知識情報システム学類に、マネジメント学類の生産システム科学系教員、大阪市立大学工学部電気情報工学科の教員が加わり、情報システム学、情報通信工学、人工知能学、応用情報学に関する教育を行う。

新大学における「環境社会システム学類」では、現在の現代システム科学域環境システム学類環境共生科学課程および社会共生科学課程に、マネジメント学類の政策科学系教員が加わり、自然環境学、社会環境学、環境共生学に関する教育を行う。

新大学における「心理学類」では、現在の現代システム科学域環境システム学類人間環境科学課程教員が、認知科学、社会・環境心理学、臨床心理学に関する教育を行う。

表3 大阪公立大学現代システム科学域における教育体制

学類	教育グループ	配置されている教員の専門分野（職階）	教員数
教育福祉学類	社会福祉学	子ども家庭福祉論（教授 2）、障害者福祉論（教授 1、准教授 1）、地域福祉論（講師 1）、セルフヘルプ・グループ論（准教授 1）、医療福祉論（教授 1）、社会福祉運営論（准教授 1）、公的扶助論（准教授 1）	9 名
	保育学	保育思想（准教授 1）、障害児保育論（准教授 1）	2 名
	教育学	教育哲学（教授 1、准教授 1）、教育人権論（教授 1）、教育社会学（教授 1）、健康科学（教授 1）	5 名
	ジェンダー論	セクシュアリティ論（教授 1）、福祉哲学・女性支援論（教授 1）、家族社会学（准教授 1）、政治思想（准教授 1）	4 名
			20 名

※令和 5 年 4 月、社会福祉学（高齢者福祉論）の専任教員 1 名（准教授）採用

教育課程の変更概要

地域保健学域教育福祉学類の現行の教育課程から現代システム科学域教育福祉学類での教育課程への変更にあたっては、現代システム科学域における持続可能な開発に基づくサステナビリティ学を背景として、教育福祉学類としてアジェンダ (SDGs) の「世界像」の実現を担う研究と教育を強化できるよう以下のように変更した。

- (1) 現代システム科学域への移行に合わせて持続可能性の基本理解や視座ならびに研究に資する科目を配置。
 - ・(学域)「基礎教育科目」の新設。
 - ・「学域共通科目」、新学域の持続可能な社会の構築、サステナビリティ学の観点から他学類とあわせて新設。
 - ・「学類基盤科目」に国際系科目として 1 科目、学類専門科目に 3 科目を新設または充実化して現代社会の諸課題に対応できるようにした。また、多岐にわたる複雑な問題に対応できるよう教育福祉ゼミナールを新設する。
- (2) 学類の資格関連専門科目の充実化により現代社会の諸課題とその背景へ対応
 - ・資格関連の学類専門科目（歴史・文化・社会系科目、心理学系科目、社会福祉学系科目）を新設・充実化し、問題の背景を深めると同時に資格に対応できるようにした。
- (3) 地域保健学域の廃止および現代システム科学域への移行に伴う科目の廃止
 - ・地域保健学域教育福祉学類のもとで構成していた医療や保健に関する内容の共通科目、専門科目などを、資格取得に影響のない範囲で廃止。

(1) について、

「現代システム科学域 基礎教育科目」に下記を新設し、数学リテラシーを養う。

・数学リテラシー1、数学リテラシー2、統計学基礎 1 (※)、統計学基礎 2 (※)、微積分 1A、微積分 2、線形代数 1、線形代数 2A、生物学 B、プログラミング入門 A、プログラミング入門 B、(※が必修)

「現代システム科学域 学域共通科目」に下記を新設し、現代システム科学域の設置趣旨・学際性に対応する。また各学類の基礎となる概論科目群を新設する。

・情報システムとサステイナビリティ (※)、自然システムとサステイナビリティ (※)、社会システムとサステイナビリティ (※)、人間システムとサステイナビリティ (※)、知識情報システム学概論、環境社会システム学概論、教育福祉学概論 (※)、心理学概論、インターンシップ、海外インターンシップ、(※が必修)

教育福祉学類の「学類基盤科目」に CP4、CP5 に合わせて次の科目を新設。

・教育福祉学 A、教育福祉学 B、グローバル・コラボレーション論を新設して、協働力を強化する。また社会学基礎を新設して「現代社会」の視点を強化する。

教育福祉学類の「学類専門科目」に CP2 の対応として下記の科目を新設する。

・国際教育と開発、グローバル・コミュニケーション演習、教育福祉国際インターンシップ<既存の「海外インターンシップ」を改変充実化

(※上記 3 科目と学類基盤科目「グローバル・コラボレーション論」とあわせて合計 4 科目は、国際系科目となる)

(2) について、

① DP1、DP4 多面的視点、システムの思考力をもって現代社会の課題を捉えるために、人文・社会科学、人間科学に関する専門科目を新設。主に歴史・文化・社会系科目と、心理学系科目を新設する。また資格に関連する専門科目でもある。

<歴史・文化・社会系科目>:

・共生の思想と歴史、西洋の歴史と文化、文化の社会学、現代の社会問題と社会運動、東洋の歴史環境の科目を配置する。

<心理学系科目>:

・子どもの理解と援助、障害者と心理、発達心理学 1、心理学と心理的支援

<データ活用系科目>: (DP3 のデータ活用力を育成する科目を新設)

・社会調査論

② DP5 (領域横断的応用力) 社会福祉学、保育学、教育学など、複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができるよう、主に社

会福祉学系科目を新設（充実化）

- ・スクールソーシャルワーク演習、高齢者福祉論、刑事司法と福祉

（３）の廃止科目については以下の通りである。

地域保健学域の学域共通科目は廃止する。

- ・生命倫理学、人間支援科学論、コミュニケーション論、ケアリング論
（地域保健学域の共通科目として、医療や保健を中心とした内容のため）

現代システム科学域に移行するにあたり、次の学類基礎科目を廃止する。

- ・教育福祉学概論Ⅰ（学類基盤科目：教育福祉学 A に変更）、教育福祉学概論Ⅱ（学類基盤科目：教育福祉学 B に変更）、社会調査論入門（学類専門科目：社会調査論に変更）、多文化共生の思想（学類専門科目：共生の思想と歴史に変更）、教育福祉学への招待、教育福祉と政治、教育福祉における SDG s

現代システム科学域に移行するにあたり、次の学類専門科目群を廃止する。

（※丸カッコ内は、新カリキュラムに発展的に変更）

- ・法律学（→刑事法と福祉）、公的扶助論（→教育福祉の諸問題 A（貧困と社会））、高齢者福祉論 B（→高齢者福祉論）、社会福祉計画論、福祉と就労、外書講読演習（→グローバル・コミュニケーション演習）、コラボレーション演習、教育福祉インターンシップ（→教育福祉国際インターンシップ）、子どもの心理学、共生社会と宗教、マイノリティと歴史環境、東洋文化史、社会学（→学類基盤科目：社会学基礎）、西洋文化史（→西洋の歴史と文化）、高齢者福祉論 A（→高齢者福祉論）、保育・学校ソーシャルワーク演習（→スクール・ソーシャルワーク演習）、子ども家庭支援の心理学（→心理学と心理的支援、子どもの心理学演習（→子どもの理解と援助）、

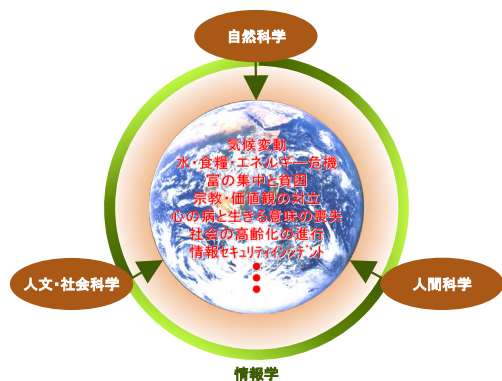
以上の新設科目と廃止科目による教育課程の見直しにより、医療分野を含ませた「人と人」との関係における教育福祉の視点から、現代社会の諸課題を捉える「人と社会」の教育福祉の視座へと移行している。

（新旧対照表）

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
（設置趣旨（本文）-6 ページ）	（2 ページ）
1 設置の趣旨及び必要性	2 設置の趣旨及び必要性
（３）学域設置の必要性	（３）学域設置の必要性
現代社会には、気候変動や人口爆発に	社会的背景で述べたように、サステイ

よる水・食糧・エネルギー危機といった地球規模の問題、富の集中と貧困、宗教・価値観の違いによる国家・地域間の対立、心の病と生きる意味の喪失、日本に代表される社会の高齢化の進行、情報セキュリティインシデントなど、実にさまざまな問題が存在し、我々の暮らしに大きな脅威を与えている。すなわち、現代社会は持続不可能な社会であるということである。前述のように、2012年4月に設置された現代システム科学域では、「持続不可能な現代社会を持続可能な社会に変革するための持続可能システム科学」として「現代システム科学」を定義した。 このような現代システム科学（Sustainable System Sciences）には、自然システムの持続可能性を理解するうえで必要となる地球環境学、生態学、環境計画学、食糧生産学などの自然科学、社会システムおよび人間システムの持続可能性を理解するうえで必要となる歴史学、言語学、政策科学、法律学、経済学などの人文・社会科学、および哲学、倫理学、社会学、社会福祉学、教育学、心理学などの人間科学、情報システムの持続可能性を理解するうえで必要となる情報システム学、知能情報学など情報学の各要素が必要である。このような「幅広い知識・技能をバランスよく理解し、ある領域の知識・技能を別の領域に適用したり、複数の領域の知識・技能を融合させたりすることのできる能力」のことを、ここでは「領域横断的応用力」と定義する。 【現代システム科学（Sustainable System Sciences）の概念】	ナブルな社会を実現するためには、領域横断的応用力とシステムの思考力を兼ね備え、かつサステイナブルな社会を実現するという高い志と強い意志を持った人材の育成が不可欠である。このような人材を育成するため、情報システムの発展や多種多様なデータの活用によりサステイナブルな社会の実現を目指す「知識情報システム学類」、自然と人との共生や多様な人々の共生によりサステイナブルな社会の実現を目指す「環境社会システム学類」、人間の生涯にわたる発達と尊厳を持った生存を保障することによりサステイナブルな社会の実現を目指す「教育福祉学類」、ヒトのこころのはたらきや行動を理解することによりサステイナブルな社会の実現を目指す「心理学類」から構成される学域、すなわち現代システム科学域の設置が必要であると考えた。
---	--



持続可能システム（Sustainable System）を構成する4つのシステム（自然システム、社会システム、人間システム、情報システム）と、現代システム科学（Sustainable System Sciences）に必要とされる4つの学問分野（自然科学、人文・社会科学、人間科学、情報学）は、必ずしも1対1の関係にはなっていない。現代システム科学域を構成する学類を設定する際には、主な対象となるシステムと、主な基盤学問分野の組み合わせにより、ターゲットとなる教育研究分野を整理することが重要である。ここでは、教育研究分野の親和性と、想定される進路を見据えたカリキュラム構成の適合性を考慮し、以下に示すように、知識情報システム学類、環境社会システム学類、教育福祉学類、心理学類の4学類で現代システム科学域を構成することとした。

【現代システム科学域を構成する4学類】

知識情報システム学類 (学生定員:60)	環境社会システム学類 (学生定員:100)	教育福祉学類 (学生定員:55)	心理学類 (学生定員:45)
主な教育研究分野: 情報システム学 情報通信工学 人工知能学 応用情報学	主な教育研究分野: 自然環境学 社会環境学 環境共生学	主な教育研究分野: 社会福祉学 保育学 教育学 ジェンダー論	主な教育研究分野: 認知科学 社会・環境心理学 臨床心理学
主な対象とするシステム: 情報システム 社会システム 人間システム	主な対象とするシステム: 自然システム 社会システム 人間システム	主な対象とするシステム: 社会システム 人間システム	主な対象とするシステム: 情報システム 人間システム
主な基盤学問分野: 情報学 人間科学	主な基盤学問分野: 自然科学 人文・社会科学 人間科学	主な基盤学問分野: 人文・社会科学 人間科学	主な基盤学問分野: 人間科学 情報学
学位又は学科の分野 工学、理学	学位又は学科の分野 文学、経済学、 工学、農学	学位又は学科の分野 教育学・保育学、 社会学・社会福祉学	学位又は学科の分野 文学
学士(情報学) 学士(学術)	学士(環境社会システム学) 学士(学術)	学士(教育福祉学) 学士(学術)	学士(心理学) 学士(学術)

(略) [教育福祉学類] 持続可能システムのうち、主に社会システム、人間システムを対象とし、現代システム科学のうち、主に人文・社会科学、人間科学を基盤学問分野とする。社会福祉士および保育士の資格取得、公務員、医療・福祉関係などへの進路を見据え、以下のような人材を養成する。 持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに变革していくことのできる力をもち、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成する。	
(設置趣旨 (本文) -42 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、初年次前期の学域共通科目の必修科目である「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」を履修し、サステイナビリティの概念とシステムの思考力を学ぶ。また同じく初年次後期の学域共通科目の必修科目である「教育福祉学概論」を履修し、教育福祉学類が養成する人材像を明確に示すとともに、教育福祉学の教育研究分野が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などから成り立っていることを理解させる。	(22 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] <u>教育福祉学類の教育課程においては、領域横断的に持続可能性を理解させるため、1 年次に「サステイナビリティ」「教育福祉学 A、B」を必修として、また他学類の導入科目を選択として、学域共通科目を学修すると同時に、外国語科目とともに基礎教育科目である「統計学基礎 1、2」、教育福祉学の基盤となる「教育福祉における SDGs」を必修として配置することによって、4 年間の学習の基礎を築く。2 年次からは、「人間形成論」「生涯学習概論」など教育福祉学の基盤となる科目とともに、「教育福祉の諸問題 A、B、C」「家族社会学」「教育社会学」などの応用科目を選択として学修させることによ</u>

初年次後期以降は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などの基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上と、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修として学修する。また、学生一人ひとりが自身の関心に応じて、そのほかの学類基盤科目と学類専門科目の中から多様な科目の履修を進めることで、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などに関する基礎的知識や現代社会における課題の解決を目指すことができる力を養う。3 年次には、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」を必修とする。本科目では、教育福祉学に関連する様々な問題に対して、多様な学びを行った学生同士が各自の学びに立脚しながら、ディスカッションを行う。このことにより、複数領域の知識を融合しながら横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる力（領域横断的応用力）を身に着けることが可能となる。また、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナール A」「教育福祉ゼミナール B」を必修としつつ、「教育福祉ゼミナール C」「教育福祉ゼミナール D」を選択科目としておくことで、2 つ以上のゼミナールに所属することができ、ここでも複数領域の知識を融合しながら横断的に課題の解決を目指すことが	<u>て教育福祉学的視点を深化させると同時に、総合教養科目によって社会や環境、情報などの現代システム全体へ視点を 拡張する。3 年次からは、専門演習科目と SDGs 演習を必修として取り組むことを通して、システムの思考力と判断力、サステイナビリティ志向性を身に付けた上で、4 年次に必修の卒業研究に取り組むことによって、教育福祉学的視点に基づいた現代システムのあり方を 考察する力を身につけさせる。</u>
---	--

できる力を身につけさせる。さらに、学域共通科目の PBL 演習により他学類の学生と協働で問題解決に取り組むことで、学類を超えた複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指し、システムの思考力を涵養する。 また、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成するために、学類基盤科目に「グローバル・コラボレーション論」を、学域専門科目に「グローバル・コミュニケーション演習」と「教育福祉国際インターンシップ」を配置する。 最終的に 4 年次には、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」を必修とすることで、持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をつける。	
(設置趣旨 (本文) -46 ページ) 5 教員組織の編成の考え方及び特色 イ 教員組織編成の特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類は、「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動	(24 ページ) 5 教員組織の編成の考え方及び特色 イ 教員組織編成の特色 (前略) [教育福祉学類] <u>誕生から老いまで生涯にわたって人間の尊厳を持った生存を保障する福祉的支援と、人間としての発達と学習を保障する教育的支援とを、有効に相互補完させることのできる能力を養成することを目的とすることから、社会福祉、保育・子ども家庭、ジェンダー、生涯支援、教育・ESD などの学問分野を専門とする教員を配置する。</u>

の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学類である。その上で、2022 年度の新大学開学によって現代システム科学域教育福祉学類として教育課程を移行するにあたり、持続可能な開発に基づくサステナビリティ学を背景として、アジェンダ (SDGs) の「世界像」の実現を担う研究と教育を推進できるよう、改めて上記学問分野を融合させて教育と研究に臨むこととしている。 教員組織の編成は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論など 4 つの教育グループによって編成される。社会福祉学を専門分野とする教育グループには、子ども家庭福祉論（教授 2）、高齢者福祉論（准教授 1）、障害者福祉論（教授 1、准教授 1）、地域福祉論（講師 1）、セルフヘルプ・グループ論（准教授 1）、医療福祉論（教授 1）、社会福祉運営論（准教授 1）、公的扶助論（准教授 1）から構成される。保育学を専門分野とする教育グループは、保育思想（准教授 1）、障害児保育論（准教授 1）から構成される。教育学を専門分野とする教育グループは、教育哲学（教授 1、准教授 1）、教育人権論（教授 1）、教育社会学（教授 1）、健康科学（教授 1）から構成される。そして、ジェンダー論を専門分野とする教育グループはセクシュアリティ論（教授 1）、福祉哲学・女性支援論（教授 1）、家族社会学（准教授 1）、政治思想（准教授 1）から構成される。 これら教育組織は、教育福祉学が人材養成の一環として養成する社会福祉士・保育士の国家資格、教職課程（中学校社会、高等学校地歴、高等学校公民、高等学	
--	--

校福祉)、社会教育主事／社会教育士養成課程各課程に必要な法令上の要件を充足させた配置を行っており、教育と研究ならびに資格取得を通じた人材養成の観点からも編成されている。	
---	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

3. 各学類の「知識・技能」に係るディプロマ・ポリシーのうち、コミュニケーションに係る項目が設定されているが、他の学部等においては、当該学部の専攻分野を踏まえたコミュニケーション能力の知識等の修得が設定されているが、本学域の各学類は異なる専攻分野であるにも関わらず、同じ記載内容となっていることから、各学類の専攻分野の特徴を踏まえた記載内容に修正すること。

(対応)

「各学類の「知識・技能」にかかるディプロマ・ポリシーのうち、コミュニケーションにかかる項目について、各学類の異なる専攻分野であるにも関わらず同じ記載内容になっている」点を改訂し、よりその特徴を示すように修正した。

まず、ディプロマ・ポリシーを改訂し、以下の様に各学類の学修による知識を踏まえ、それぞれの特徴が表される記載に改訂した。

知識情報システム：(コミュニケーション能力) 知識情報システム学の知識を踏まえ、複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションできる。

環境社会システム：(コミュニケーション能力) 環境社会システム学の知識を踏まえ、複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションできる。

教育福祉学類：(コミュニケーション能力) 教育福祉学の知識を踏まえ、複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションできる。

心理学類：(コミュニケーション能力) 心理学の知識を踏まえ、複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションできる。

ここで表される各学類が身につけるコミュニケーション能力のための「知識」は、例えば、学域共通科目において、主に知識情報システム学類の学生が履修する「知識情報システム学概論」、主に環境社会システム学類学生が履修する「環境社会システム学概論」、主に教育福祉学生が履修する「教育福祉学概論」、「グローバル・コミュニケーション演習」、主に心理学類学生が履修する「心理学概論」などを通して各学類の特徴に応じた基本的知識を修得する(下記一覧表参照)。これらの他、各学類の専門科目等により、複数の言語でコミュニケーションを行うための前提となる専門的知識や考え方を適切に修得し活用できるようにする。とりわけ、教育福祉学類の特徴として、上記「グローバル・コミュニケーション演習」を配置している。

	知識情報システム学 概論	環境社会システム学 概論	教育福祉学概論	心理学概論
第1回	オリエンテーションの後、現代システム科学域の教育理念と、その中の知識情報システム学類、環境社会システム学類、教育福祉学類、心理学類の位置付けと役割、各学類の3ポリシーなどについて、各授業の1回目で講義する。			
第2回 ～ 第13回	・情報システムとその構成 ・情報の表現と伝達 ・アルゴリズムと計算の理論 ・ユーザインターフェース	・自然環境と人間とのかかわり ・社会環境と人間とのかかわり ・自然と人間との共生を基礎としたシステムづくり	・人間開発と成長・発展 ・人の社会的疎外要因と福祉国家 ・インクルーシブ社会への理念と実践	・心の科学の方法論 ・進化による環境への適応と人間の心 ・人間の発達、学習、記憶、知覚の仕組み
第14回	第2回授業から第13回授業までの振り返りと授業内容のまとめ			
第15回	知識情報システム学、環境社会システム学、教育福祉学、心理学の観点から見た領域横断的応用力について講義する。領域横断的応用力の定義、それぞれに軸足を置いたときの領域横断的応用力の具体例などについて解説する。この部分の内容についてはあらかじめ4つの概論の担当教員で検討し、有機的な連関を示しながら説明を行う。			
第16回	期末試験			

また、特に本学類（教育福祉学類）では、下記の「グローバル・コミュニケーション演習」の科目を配置してその能力を高める。

授業名称		担当教員氏名	
グローバル・コミュニケーション演習		吉原雅昭	
単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業形態
2単位	3年前期	選択	演習

授業概要
貧困、児童虐待、DV、障害児者の地域生活支援、認知症高齢者ケア等、現代の教育や福祉の諸課題は、日本だけで生じているわけではない。日本の政策、制度、実践等を国際的な文脈の中で相対化して理解する必要性は高まっている。近年、情報化の進展により海外の情報をリアルタイムに得られる可能性は高まっている。また、海外の方々との双方向コミュニケーションの可能性も高まっている。以上をふまえると、教育や福祉の現場で働く者にとって「英語を使って仕事をする」能力を高めることは、よりよい実践の開発に役立つ可能性が高い。本演習は英文読解を基本としつつ、ヒアリング、スピーチ、ディスカッション、プレゼンテーション、ライティングも少しずつ行い、「英語を使って他の社会や他の文化を持つ人々とつながり、コミュニケーションする。英語も使いながら、様々な福祉や教育の現場で仕事をする」ための基本スキルを開発することを目指す。

到達目標
本授業の到達目標は、以下の3点である。 1. 教育や福祉に関する英語の資料を、自らの必要に即して見つけ出し、それらを理解し、日本語で説明することができる。 2. 日本の教育や福祉について、自らの関心や経験にそって英語話者と対話し、情報交換や協議を行うことができる。 3. 自らの関心に基づいて、日本の教育や福祉に関する情報を含む英語プレゼンテーションを行うことができる。また、そのような内容の英語小論文を書くことができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	演習計画づくり、受講者のリクエスト。教員が選んだ英語資料の和訳の分担について検討を開始 (教材は毎年 http://www.communitycare.co.uk/ から教員が選ぶ予定)	
第2回	スヌーピーを原典で読む。アメリカの学校教育文化。英語資料の和訳の分担を決定	第1回に配布した教材を予習する。どの教材を和訳するか検討する
第3回	教員が選んだ教材の和訳。受講者の報告、第1回 社会福祉： 高齢者の社会的包摂	教員が選んだ英語資料を読解する。報告者は和訳資料を作成し、報告する。
第4回	教員が選んだ教材の和訳。受講者の報告、第2回 教育： 貧困と教育機会の関係	教員が選んだ英語資料を読解する。報告者は和訳資料を作成し、報告する。
第5回	教員が選んだ教材の和訳。受講者の報告、第3回 社会福祉／教育： 障害者と社会的包摂	教員が選んだ英語資料を読解する。報告者は和訳資料を作成し、報告する。
第6回	教員が選んだ英語動画の視聴。当該教材に関する学び。受講者が、各々関心を持つ課題に関する英語資料を見つけ出す演習の開始	受講者は、様々な方法を用いて各々が関心を持つ課題に関する英語資料を探索する。教員は、随時、助言する。
第7回	英語でショートスピーチの演習。 受講者が学ぶ英語資料選びについて検討を深める	英語によるショートスピーチ (資料配布なし)の準備をする。 ショートスピーチの課題等は第6回に説明する。
第8回	英語でディスカッションを行う演習。	教員が指示したテーマについて、英語で議論する準備を行う。

	受講者が和訳する英語資料を確定し、報告順を決定	議論するテーマ等については、第 7 回に説明する。
第9回	各受講者が選んだ英語資料の和訳。受講者の報告、第 1 回	各受講者が選んだ英語資料を、読解する。報告者は、和訳資料を作成して報告する。
第10回	各受講者が選んだ英語資料の和訳。受講者の報告、第 2 回	各受講者が選んだ英語資料を、読解する。報告者は、和訳資料を作成して報告する。
第11回	各受講者が選んだ英語資料の和訳。受講者の報告、第 3 回	各受講者が選んだ英語資料を、読解する。報告者は、和訳資料を作成して報告する。
第12回	各受講者が選んだ英語資料の和訳。受講者の報告、第 4 回	各受講者が選んだ英語資料を、読解する。報告者は、和訳資料を作成して報告する。
第13回	英語レジュメを使って短時間の口頭報告を行う演習	英語レジュメを使った口頭報告を準備。準備方法等は第 12 回に説明する。
第14回	英語小論文の提出。全員の作品を学ぶ。添削も行う	英語小論文の作成。執筆方法は第 13 回に説明する。
第15回	英語小論文の完成。演習の振り返り	助言を活かして、英語小論文を再提出

成績評価方法

本演習では毎回、受講者に演習課題が示される。成績評価は、各受講者の各授業における課題への取り組みをすべて評価し、それらを総合して行う。60 点以上を合格点とする。

履修上の注意

教科書

とくに定めない。授業中に担当教員が教材を配布する。

本演習で参照する WEB サイトの例 <http://www.communitycare.co.uk/>

参考文献

浅井満智子(2020)『伝わる 短い英語』東洋経済新報社

他の参考文献は、演習中に適宜示す。

(新旧対照表)

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨 (本文) -17 ページ) 1 設置の趣旨及び必要性 イ 人材養成の方針及びディプロマポリシー (前略) [教育福祉学類] 2. (コミュニケーション能力) 教育福祉学の知識を踏まえ、複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションすることができる。 ※他学類のカリキュラム・ポリシーについては、現代システム科学 (共通) 審査意見 4 (1) の対応参照。	(7 ページ) 1 設置の趣旨及び必要性 イ 人材養成の方針及びディプロマポリシー (前略) [教育福祉学類] (コミュニケーション能力) 複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションすることができる。

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

4. ディプロマ・ポリシーの説明において、「国際社会の諸問題を深く理解」や「地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材の育成」とあるが、教育課程の学類基盤科目には、これらに対応する科目が見受けられず、学類専門科目に配置されている「国際教育と開発」は、専任教員が担当する科目ではない。このため、ディプロマ・ポリシーの当該項目と教育課程の対応が不十分であると考えられるため、妥当性を明確にするか修正すること。

(対応)

教育福祉学類の DP を次の様に改訂し、かつ DP との整合性を確保するために、専任が担当する国際関係の科目を 2 科目追加開講する。また、専任が担当する既存の国際科目 1 科目を発展充実化して、合計 3 科目の専任教員が担当する科目を配置する。

(ディプロマ・ポリシーの修正)

「教育福祉学類では、持続可能な社会を実現するために、今日の国際社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をもち、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成することを目的とする。」の「(略) 今日の国際社会の諸問題を深く理解」を「(略) 現代社会の諸問題を深く理解 (略)」に修正する。

ディプロマ・ポリシーの修正理由：

持続可能な社会を実現させるために必要な諸問題は、国内と国際社会とを国家間や国内外で分けて捉えられる性質のものではない、との概念上の理由から修正する。

例えば、貧困問題は、態様は異なっても当事者の選択肢を奪い発展の機会と可能性を喪失させる点で国内外を問わず同質性を有している。またジェンダーの問題などもその差別性や LGBT の社会的包摂課題は国や地域を超えた問題である。このように、持続可能な社会という未来に向けた世界像を実現するための概念には、国家間的視点や「国内には存在しない」かのような誤解をもって捉えられてはならないものである。それに代わり、持続可能な社会の概念（「我ら共有の未来 (Our Common Future)」1987）が有する未来に向けた世界像への問題群の捉え方としては、既に「現世代」や「将来世代」などの表現からも本質が捉えられているように、「世代間公平（衡平）・不公平（不衡平）／世代内公平（衡平）・不公平（不衡平）」の問題として捉えられる。すなわち、持続可能な社会を実現するためには、内外を問わず「現代社会」における世代内不公平・不衡平などの諸問題を深く理解することで、将来世代での持続可能な社会を構築することにつながることから、「現代社会」概念の中に「国際社会」を内包させることが適切だと考えられる。

上記ディプロマ・ポリシーの修正に伴う「現代社会」を示す授業科目群

上記「現代社会」の概念に内包される科目群は次の通りである。なお、ディプロマ・ポリシーに記載される「現代社会」と関連して「地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる」ために「現代社会の諸問題」を深める科目を学類基盤科目および学類専門科目に配置している。列举した学類基盤科目はいずれも専任教員が担当し、各講義科目を通じて基本概念だけでなく現代社会における追究課題を（範囲の広狭はあるが）地域から国際社会におよぶ具体的課題を学修できるようにしている。

（学類基盤科目）：グローバル・コラボレーション論、人間形成論、社会福祉原論、ソーシャルワーク概論、社会学基礎、ジェンダーと社会、コラボレーション論、教育福祉ゼミナール A、教育福祉ゼミナール B、教育福祉ゼミナール C、教育福祉ゼミナール D、

（学類専門科目）：教育福祉の諸問題 A（貧困と社会）、教育福祉の諸問題 B（性と人権）、教育福祉の諸問題 C（多文化共生）、教育の法と制度、国際教育と開発、家族社会学、教育社会学、グローバル・コミュニケーション演習、教育福祉と健康、地域福祉論 A、地域福祉論 B、

（学域：PBL 演習科目）：ESD-A, ESD-B, 共生の思想、ジェンダー論、地域および都市における排除・共生・参加、などが配置される。

「国際教育と開発」の科目について

・以上を背景として、「国際教育と開発」の科目は、この分野を専門とする非常勤講師にお願いする点について変更しないこととした。この理由は、DP の「持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解する」観点から、「現代社会」に内包させる「国際社会」の学修を下記の通り新設したことによる。新設科目は、国際社会の問題をより広範に学修することが可能な「グローバル・コラボレーション論」や、特定課題を深める「グローバル・コミュニケーション論」（いずれも専任担当）を新設したことから、先に列举した「既存の科目」と「新設する科目」でご指摘の DP は十分確保できると考えられる。

・新たに専任が担当する国際関係の講義を 2 講義開設し、既存の 1 講義を充実化する。

①「グローバル・コミュニケーション演習」の新設（学類専門科目）

概要：国際的課題について英語資料を用いてディスカッションを行う。

②「グローバル・コラボレーション論」(オムニバス)の新設(学類基盤教育科目)

概要：共生社会の実現のためには、周縁化されている人びとや、社会的に排除されるリスクや脆弱性が高い人びとを「誰一人取り残さ」ず、その人たちとともに持続可能な社会を形成していくことが不可欠である。とくに急激なグローバル化が進む状況にあつては、国境を超えたグローバルな協働・連携が必要であり、ESD(持続可能な開発のための教育)やグローバル・シティズンシップ教育(GCED)と人権教育、あるいは国際ソーシャルワークなどへの関心も高まっている。本講義では、国際的な動向を踏まえつつ、人種・民族の多様性やジェンダー平等の他、複層化するアイデンティティをめぐる今日的課題を理解し、人権基盤型アプローチによる問題解消の方策を習得する。なお、教育福祉学類が提供する他の国際関係科目との有機的なつながりをもたせるため、この授業は現教育課程の「教育福祉海外インターンシップ」を兼務する教員専任4名が担当する(オムニバス方式/全15回)。東優子、吉田敦彦、伊井直比呂、山野則子

(参考)

授業名称		担当教員氏名	
グローバル・コラボレーション論		伊井直比呂・吉田敦彦・東優子・山野則子	
単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業形態
2	2 後	選択	講義

授業概要

共生社会の実現のためには、周縁化されている人びとや、社会的に排除されるリスクや脆弱性が高い人びとを「誰一人取り残さ」ず、その人たちとともに持続可能な社会を形成していくことが不可欠である。とくに急激なグローバル化が進む状況にあつては、地域や国を超えたグローバルな協働・連携が必要であり、ESD(持続可能な開発のための教育)やグローバル・シティズンシップ教育(GCED)と人権教育、あるいは国際ソーシャルワークなどへの関心も高まっている。本講義では、これら国内外の動向を踏まえつつ、人種・民族の多様性やジェンダー平等の他、複層化するアイデンティティをめぐる今日的課題を理解し、人権基盤型アプローチによる問題解消の方策を習得する。(オムニバス方式/全15回)。

到達目標

本授業の到達目標は、以下の3点である。

- (1) 急激なグローバル化による現代社会の諸問題を的確に理解し、論述することができる。
- (2) グローバル・シティズンシップの多義性について理解し、論述することができる。
- (3) SDGsの意義と背景を的確に理解し、論述することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	イントロダクション： グローバル化(globalization)とは何か	授業内で指示する

	(吉田敦彦)	
第2回	グローバル化と社会変容(1) 日本国内 (吉田敦彦)	事前の配布資料を読んでおくこと
第3回	グローバル化と社会変容(2) 国際社会 (吉田敦彦)	
第4回	アイデンティティの複層化とインターセクショナルリティ(1) 人種・民族・エスニシティ (東優子)	
第5回	アイデンティティの複層化とインターセクショナルリティ(2) 社会階級と多文化共生の課題 (東優子)	
第6回	アイデンティティの複層化とインターセクショナルリティ(3) ジェンダー/セクシュアリティ (東優子)	
第7回	グローバルな協働・連携(1): 日本国内での外国籍児童生徒の教育と社会参加 (伊井直比呂)	各回について、リアクション・ペーパーを提出すること
第8回	グローバルな協働・連携(2): フィリピンの貧困課題と国内課題の異同と連携 (伊井直比呂)	
第9回	グローバルな協働・連携(3): ニュージーランドの多文化性と民族間連帯 (吉田敦彦)	
第10回	グローバルな協働・連携(4): スウェーデンの移民政策と日本の縮小社会の課題ー社会保障の観点からー (山野則子)	
第11回	グローバルな協働・連携(5): ベトナムとの社会課題解決型連帯の試み (東優子)	
第12回	グローバルな協働・連携(6): 国内における諸問題との関連性を抽出する。 (山野則子)	
第13回	グローバル・シティズンシップ教育(GCED)と人権教育 (伊井直比呂)	授業内で指示する
第14回	持続可能な開発と人間開発から協働・連携の価値を考える。(山野則子)	授業内で指示する
第15回	国際ソーシャルワーク (山野則子)	期末レポート課題

成績評価方法

授業目標の達成度について成績評価が行われる。リアクションペーパーを60%、学期末レポートを40%として評価し、60点以上を合格点とする。

履修上の注意

講義科目だが、グループ・ディスカッションなど、積極的な参加が求められる。

教科書

授業中に資料を配布する。

参考文献
授業中に資料を配布する。

・既存の国際関係科目の充実化開講

①大阪府立大学の教育福祉学類における「教育福祉インターンシップ」は、新大学の教育福祉学類では「海外インターンシップ」として実施し、現代社会の課題への臨場と体験を中心国際的な知見の交換を行う科目として位置づいてきていた。今回は、これら背景をもとに、「教育福祉国際インターンシップ」として充実させる。内容は、教育福祉の学修過程における自らの探究や研究内容に基づいて、例えばフィリピンなど途上国での教育支援 NPO 団体での研修や、アメリカでのスクール・ソーシャルワークの業務に携わるなどにより、実践と研究を積みながら現実と理論の符合点や相互の修正点を把握して、現実の現代社会における課題を理解させる。各自でそれに相応しい国内施設や国際機関、あるいは研修場所を探して自らのテーマに従って一定期間取り組む内容に充実させることとした。これにより、実践的研究（あるいは研究的実践）を積みながら現実と理論の符合点や相互の修正点を把握して、現実の現代社会における課題を理解することが可能となる。また、教育福祉国際インターンシップの一環として教員が主催するスタディーツアー研修（約 2 週間）などに参加する場合は、事前学習、海外・国内研修先での研修や授業参加、帰国後の報告書作成、報告会などで各自の学修を深める。なお、インターンシップで訪問する海外施設や大学は、大学の場合は学術交流協定を締結している大学のため、双方の大学の国際部局が窓口となって事前調整を行う（ハワイ大学、イリノイ大学、フィリピン教育大学、リトアニア教育大学、オー克兰ド工科大学）。また、インターンシップ先はいずれも大阪府立大学との国際交流協定を締結している大学であり、双方の担当教員は日ごろから定期的な連絡を行っている。緊急時にも直ちに連絡が取れるよう、緊急連絡体制、緊急事案対応体制をそれぞれ整えている。これら以外の機関については、ドイツ・ユネスコ国内委員会、エストニア・ユネスコ国内委員会、リトアニア・ユネスコ国内委員会と調整をしている。）

「インターンシップ」→「教育福祉国際インターンシップ」（学類専門科目）

（参考）

授業名称		担当教員氏名	
教育福祉国際インターンシップ		関川芳孝・伊井直比呂・吉田敦彦・東優子・山野則子・吉田直哉	
単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業形態
2	2 後	選択	演習

授業概要
教育福祉国際インターンシップは、教育福祉の学修過程における自らの探究や研究内容に基づいて、各自でそれに相応しい国内施設や国際機関、あるいは研修場所を探して自らのテーマに従って一定期間取り組みます。これにより、実践的研究（あるいは研究的実践）を積みながら現実と理論の符合点や相互の修正点を把握して、現実の現代社会における課題を理解します。また、教員が主催する海外スタディーツアー研修（約2週間）などに参加する場合は、事前学習、海外・国内研修先での研修や授業参加、帰国後の報告書作成、報告会などで各自の学修を深めます（対象となる海外スタディーツアー研修は別途通知します／過去の訪問先は、フィリピン（伊井）、アメリカハワイ州・イリノイ州（東・山野）、ニュージーランド（吉田）、ベトナム（東）、リトアニア+エストニア、ドイツ（伊井）などです）。

到達目標
本授業の到達目標は、以下の3点である。 (1) 自らの問題意識や研究内容について研修計画作成並びに実施後の研修成果を点検することができる。 (2) 現代社会の諸問題に臨場することで理論的学修内容との符合点と修正点を論理的に説明することができる。 (3) 以上の成果をSDGsの意義に即して論述することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	ガイダンスと研修計画の作り方	授業内で指示する
第2回	個別指導／海外研修スタディーツアーはグループ別指導／さくらサイエンスプランは集合指導	確かな成果を得られるように事前・事後学習について担当教員と相談して進める
第3回	①計画書作成	
第4回	②各自の研修／スタディーツアー等による研修	
第5回	③途中の報告と振り返り	
第6回	④研修成果の点検	
第7回	⑤報告書作成	
第8回		
第9回		
第10回		
第11回		
第12回		
第13回		
第14回		
第15回	報告発表会	授業内で指示する

成績評価方法
成績の評価は次の観点と割合で行う。研究計画書の内容と研修およびその報告の符合点（60%）。さらに成果の点検に基づく報告書全体の内容および発表（40%）で評価する。
履修上の注意
関連科目：グローバル・コラボレーション論、グローバル・コミュニケーション演習
教科書
適宜指示する。
参考文献
授業中に資料を配布する。

・国際交流事業の充実化

大阪府立大学における教育福祉学類は「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）を通じた SDGs をテーマにした交流事業への参加などで具体的なテーマでディスカッションなどを通じた実践的探究を行ってきた。（例：2019 年度「SDGs 目標とその具体的実現性を体験する学際的プログラム」）

これらの事業の交流は、具体的な SDGs のテーマを元にディスカッション（2019 年度テーマ：マイノリティ問題の具体的事例、平和の文化と協働など）を行い、既習の専門分野から多角的にテーマとの関係性を導き出す大きな効果がある。これら事業を新大学の教育福祉学類において継続することで国際的視点を充実させる。

（新旧対照表）

教育課程等の概要

新	旧
新設科目 グローバル・コミュニケーション演習 グローバル・コラボレーション論 教育福祉国際インターンシップ	

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
（設置趣旨（本文）-17 ページ） 1 設置の趣旨及び必要性 イ 人材養成の方針及びディプロマポリシー （前略） 〔教育福祉学類〕 教育福祉学類では、<u>持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をもち、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材の養成することを目的とする。</u> このような目的に従い、以下の能力を持	（7 ページ） 1 設置の趣旨及び必要性 イ 人材養成の方針及びディプロマポリシー （前略） 〔教育福祉学類〕 教育福祉学類では、<u>サステイナブルな社会を実現するために、今日の国際社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をもち、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材の育成を目的とする。</u>

つものに対して学位を授与する。 (知識・技能) 1. (多面的視点) 自然科学、人文・社会科学、人間科学、さらに情報学に関する統合的知識・技能を持つとともに、社会福祉学、保育学、教育学、さらにジェンダー論など、教育福祉学に関する専門知識を身につけ、現代社会の課題を多面的に捉えることができる。 2. (コミュニケーション能力) 教育福祉学の知識を踏まえ、複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションすることができる。 (思考力・判断力・表現力) 3. (データ活用力) データを収集・活用することのできる知識・技能を用いて、課題を分析・説明することができる。 4. (システムの思考力) 現象を多様な要素の相互作用として捉えることによって、現代社会における課題の本質を深く探求することができる。 5. (領域横断的応用力) 社会福祉学、保育学、教育学、さらにジェンダー論など、複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる。 6. (表現力) 現代社会の目指すべき方向性とそれを実現するための方策を適切な表現法を用いて説明することができる。 (サステイナビリティ志向性) 7. (倫理観) 人権的支援、教育的支援、社会福祉的支援の重要性を理解し、	このような目的に従い、以下の能力を持つものに対して学位を授与する。 (知識・技能) 1. (多面的視点) 自然科学、社会科学、人間科学に関する統合的知識・技能を持つとともに、教育福祉学に関する専門知識を身につけ、現実社会の事象を多面的に捉えることができる。 2. (データ活用力) データサイエンスの知識・技能を用いて、事象を分析・説明することができる。 3. (コミュニケーション能力) 複数の言語の知識・技能を活用して、多様な人々とコミュニケーションすることができる。 (思考力・判断力・表現力) 4. (領域横断的応用力) 社会福祉学、保育学、教育学など、複数領域の知識を横断的に用いて、現代システムに内在する課題の解決を目指すことができる。 5. (システムの思考力) 現象を多様な要素の相互作用として捉えることによって、現代システムの本質を深く探求することができる。 6. (表現力) 現代システムの目指すべき方向性とそれを実現するための方策を適切な表現法を用いて説明することができる。 (サステイナビリティ志向性) 7. (倫理観) 人権的支援、教育的支援、社会福祉的支援の重要性を理解し、現代社会システムの一員としての高い倫理観を有している。 8. (サステイナブル志向) <u>サステイナブ</u>
--	---

現代社会システムの一員としての高い倫理観を有している。 8. (サステイナブル志向) <u>持続可能な</u>社会の実現を他者と協働して目指す態度を身につけている。	<u>る</u>な社会の実現を他者と協働して目指す態度を身につけている。
(設置趣旨 (本文) -42 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、初年次前期の学域共通科目の必修科目である「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」を履修し、サステイナビリティの概念とシステムの思考力を学ぶ。また同じく初年次後期の学域共通科目の必修科目である「教育福祉学概論」を履修し、教育福祉学類が養成する人材像を明確に示すとともに、教育福祉学の教育研究分野が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などから成り立っていることを理解させる。 初年次後期以降は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などの基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上と、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修	(22 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] <u>教育福祉学類の教育課程においては、領域横断的に持続可能性を理解させるため、1 年次に「サステイナビリティ」「教育福祉学 A、B」を必修として、また他学類の導入科目を選択として、学域共通科目を学修すると同時に、外国語科目とともに基礎教育科目である「統計学基礎 1、2」、教育福祉学の基盤となる「教育福祉における SDGs」を必修として配置することによって、4 年間の学習の基礎を築く。2 年次からは、「人間形成論」「生涯学習概論」など教育福祉学の基盤となる科目とともに、「教育福祉の諸問題 A、B、C」「家族社会学」「教育社会学」などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させると同時に、総合教養科目によって社会や環境、情報などの現代システム全体へ視点を 拡張する。3 年次からは、専門演習科目と SDGs 演習を必修として取り組むことを通して、システムの思考力と判断力、サステイナビリティ志向性を身に付けた上で、4 年次に必修の卒業研究に取り組むことによって、教育福祉学的視点に基づいた現代システムのあり方を 考察する</u>

として学修する。また、学生一人ひとりが自身の関心に応じて、そのほかの学類基盤科目と学類専門科目の中から多様な科目の履修を進めることで、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などに関する基礎的知識や現代社会における課題の解決を目指すことができる力を養う。3年次には、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」を必修とする。本科目では、教育福祉学に関連する様々な問題に対して、多様な学びを行った学生同士が各自の学びに立脚しながら、ディスカッションを行う。このことにより、複数領域の知識を融合しながら横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる力（領域横断的応用力）を身に着けることが可能となる。また、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナールA」「教育福祉ゼミナールB」を必修としつつ、「教育福祉ゼミナールC」「教育福祉ゼミナールD」を選択科目としておくことで、2つ以上のゼミナールに所属することができ、ここでも複数領域の知識を融合しながら横断的に課題の解決を目指すことができる力を身につけさせる。さらに、学域共通科目のPBL演習により他学類の学生と協働で問題解決に取り組むことで、学類を超えた複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指し、システマ的思考力を涵養する。 また、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成するために、学類基盤科目に「グローバル・コラボレーション論」を、学域専門科目に「グ	<u>力を身につけさせる。</u>
---	--------------------------

ローバル・コミュニケーション演習」と「教育福祉国際インターンシップ」を配置する。 最終的に 4 年次には、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」を必修とすることで、持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をつける。	
---	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

5. 設置の趣旨等において、「人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援に関する多様な学び」とある一方で、別の箇所では、「福祉的支援」と「教育的支援」に関する説明のみとなっており「人権的支援」の説明がない。また、「社会福祉的支援」とある一方で、別の箇所では「福祉的支援」となっていて説明の整合性が不明確であるため、整合性ある説明に修正すること。

(対応)

人権的支援とは、社会的弱者や脆弱性を抱える人が不合理な差別を受けたりしている場合に人間の尊厳を回復しうる支援として、以下に説明する。また、既に提出の設置の趣旨等を記載した書類の文章中で「福祉的支援」とある箇所は「社会福祉的支援」とするのが正確な表現であるため、文言を修正し、「社会福祉的支援」に統一する。

是正事項1への対応箇所で述べたように、教育福祉学とは、「まず『人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学』として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問」である。教育福祉学類においては、前述した教育福祉学の性格を基盤とし、「人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援に関する多様な学び」を展開する。ここにいう人権的支援とは、ジェンダー平等への配慮のほか、社会的弱者や脆弱性を抱える人が不合理な差別を受けたり、排除されたりしている状態において、人間の尊厳を回復しうると同時に、当事者の人間開発とエンパワメントへの志向性などに基礎づけられた問題解決を図る支援である。すなわち、生活上のさまざまな課題に直面した人びとの主体性を尊重し、その声を十分聞き取りながら、健康で文化的な生活と十全な社会参加を保障し、誰もが尊厳ある生き方を実現できるように支援することが、人権的支援の要諦である。また、社会福祉的支援とは、設置趣旨にも書かれているように、「誕生から老いまで生涯にわたって、人間の尊厳を持った生存を保障する」ことであり、教育的支援とは、「人間としての発達と学習を保障する」ことである。

なお、社会福祉的支援および教育的支援は、それぞれの「制度」に深く関係して「保障」を実現する支援であるが、人権的支援の概念は、これら両支援が形式的に制度を整えることで充足するものとは必ずしも言えない課題について、人の尊厳性の観点から「制度」を検証したり、「制度」の整備に至っていない個別に生じる不合理な差別などを具体的には正したりする支援である。また、人権的支援は、社会福祉的支援や教育的支援に通底する支援の視座を示す概念でもある。以上より、人権的支援の概念が社会福祉的支援、教育的支援の基盤に位置する点で、必ずしも並列的な関係で列挙しない場合

もある。

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

6. 教育福祉学類と生活科学部人間福祉学科は、「人材養成目的及びその他の教育研究上の目的」の記載において一部重複する内容が見受けられ、類似しているように見受けられるため、別々に設置する必要性や違いについて、受験生や学生にも理解されやすいよう明確にすること。

(対応)

教育福祉学類は、今、国際的に取り組まれている持続可能な社会への取組から「誰一人取り残すことなくすべての人々の尊厳が守られ、人としての包括的なウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）が世代を超えて保障される状態」を追究する研究と教育を行う。教育では、ディプロマ・ポリシーの「持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力」を養い、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論などを通して学ぶ。

以上をふまえた教育福祉学類が養成する人材とは、社会的な諸課題多面的・多角的に捉え、かつその本質に迫ることができる高い問題解決力を有した社会人、研究者（研究的実践や実践的研究を含む）、専門職などである。ここでいう諸課題とは、学校教育を含めた生涯教育、子どもに対する虐待や子どもの貧困への対応、社会的困難をもつ子どもに対する社会的養護、障害者、移民等の社会的マイノリティ、高齢者への支援など、人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関することである。そして、この人材が、「専門家—非専門家」という関係性のみならず、支援の対象である子ども、障害者、親といった、いわゆる当事者の視点を重視すること、また同時に、社会福祉援助者、親、保育士、教師、地域活動家など、支援者に対する支援の両面から問題を解決することができるようになることも意図している。

さらに、本学類は、学域の理念となる「持続可能な社会」の観点にたち、SDGs への国際的議論に参加できるような、国際的に活躍できるような人になることも目指す。現在、卒業後に国際協力分野で活躍したり、Child Life Specialist の国際資格を目指す者もいる。また、本学類はジェンダー研究を専門とする教員をそろえており、生涯発達の観点到った持続可能な共生社会の実現を確実にする視座も養われる。

具体的には、社会福祉士やソーシャルワーカーの養成においては、課題発見力に加えて、問題解決のための学問的背景に基づく知と経験を重視する。保育士養成では、人の尊さを育てる力を養うと共に子育て世代や家庭の社会的課題および女性の社会進出に向き合うことができる資質を養う。さらに、教職課程は、社会福祉の知見を持ち持続可能性の観点から学びを創造して生涯にわたる学びを担うことができる教員養成を行う。

社会福祉士、保育士、教職は、子どもの貧困、若者対策、幼保一元化のような、各官公庁が横断し、官民一体でアプローチしている問題に対する認識を深められるようにする。

一方、生活科学部人間福祉学科は、乳幼児期から高齢期まで人間のライフステージごとの生活課題や社会的課題に対して、心理学のおよび社会福祉学的なアプローチで解決できる専門職・研究者・社会人を養成する。したがって、多様な学問分野を融合させて社会システムや制度的な問題解決を図ったり、政策提案をする現代システム科学域教育福祉学類と、問題解決のアプローチや研究領域が異なる。

以上のように、生活科学人間福祉学科は、生活科学を基盤に社会福祉学、心理学を中心としていることに特徴がある一方、現代システム科学域教育福祉学類は、国際的に進展する「持続可能な社会」構築に直接的に貢献できるよう教育学、社会福祉学、保育学、健康科学、人権論、ジェンダー論などを融合させた学問を修め、国際的な活躍と問題解決力を重視して点で異なる。また、現代システム科学域教育福祉学類と生活科学部人間福祉学科の教育研究および人材養成目的は、教育福祉学類と類似する学問領域であっても融合領域の範囲とアプローチや視座（持続可能性）において異なるため、教育組織を別々に設置する必要がある。

なお、生活科学部人間福祉学科と現代システム科学域教育福祉学類の違いについて、本学類を志す受験生に対してはオープンキャンパスや進学相談会等において、また、本学類に入学した学生に対してもオリエンテーション等において説明する。

（新旧対照表）

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
（設置趣旨（本文）-21 ページ） 2 学部・学科等の特色 （前略） [教育福祉学類] 教育福祉学とは、戦後に発祥した教育福祉の理念を背景として、人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大とを、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェ	（11 ページ） 2 学部・学科等の特色 （前略） [教育福祉学類] <u>教育福祉学類では、多様で複雑な課題を抱える今日の国際社会において、潜在的な社会問題をいち早く捕捉し、もって現代社会の仕組みをよりよいものに変革する力を備えることを目指し、教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ。このため、教育福祉学類では、教育福祉における SDGs、保育学概論</u>

ンダー論などの人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式ならびに知的探求資源を獲得する学問である。 このような多様な専門分野の融合性による知的創造と探究を行うのは、持続可能な社会の実現を目指す「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下 SDG s）に示される人類が求める世界像の実現を目指すからである。この世界像には、例えば次の内容が示される。「質の高い教育や社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界」、「身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界」、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと、人種、民族及び文化的多様性。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界」、「子どもたちに投資し、すべての子どもが暴力及び搾取から解放される世界」、「すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受しその能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」などである。すなわち、これら世界像を実現するための学問的追究は、根源的には生涯を通じた尊厳性、社会的保護、健康、教育、福祉、公正・平等などの保障と恩恵の中で生きられる社会を目指す問題意識と探究および実践を深めることにあり、これは教育福祉学の問題意識と定義に示した「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」と同一の目的および問題意識を有している。このように、教育福祉学は国内外の上記「世界像」が示す目的を達するために、単一専門	の学類基盤科目を 1 年次に、生涯学習概論、ソーシャルワーク概論、ジェンダーと社会などを 2 年次に学ぶことで、人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援を融合させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するための視点を獲得させる。また、教育福祉学類においては、エスニシティの多様性やジェンダー 平等を踏まえ、他の専門職者や当事者と協働して現代社会の諸問題に切り込み、個別の問題 解決をはかるとともに、支援にかかわる制度や政策をデザインする力量を備えた高度な専門職養成を行う。具体的には、教職・社会福祉士・保育士・スクールソーシャルワーカーと いった対人援助専門職養成を行う。教育福祉学類の特色は、人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援に関する多様な学びに加え、人と社会・環境に関する関連学問領域を幅広く学ぶことによって、サステイナブルな社会のあり方を学ぶことにある。
---	--

分野からだけではなく、先に記した各学問分野の知を横断的に結び付けて人間の誕生から生涯にわたる発達・成長・生活に関する統一的保障（尊厳性、包摂性）のあり方を問い追究する特徴がある。なお、ここで保育学が加えられているのは、戦後に形成された「教育福祉」概念の淵源やそれより以前から、保育はそれのみに完結することなく、家庭の問題、子育てと貧困の問題の他、女性の社会進出と地位向上に至る多くの社会的課題の基点として捉えられてきたことや、人の誕生から老齢期までが尊厳性に溢れた社会を考える起点であるからである。併せてこれら子育てや女性の地位向上の問題はすなわち人権論やジェンダー論からも考察され、同時にそれぞれが独立して研究対象となるだけでなく、多くの現代社会の諸問題の解決に通底する価値と方向性を示す点で重要な位置を占める。今日、社会福祉的支援とこのように教育福祉学類は各学問領域の融合性をもって社会的課題を追究する点で大きな特徴を有している。	
--	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

7. 教育福祉学類の英語名称 (Department of Social Welfare and Education) について、日本語名を適切に表しているのかどうか不明確であるため、別途指摘している「教育福祉学」の定義を明確にした上で、学位の英語名称を含め整合性を明確にするか、必要に応じて修正すること。

(対応)

教育福祉学類の英訳名称は、2012 年 4 月に設置された当初より、「Department of Social Welfare and Education」であり、日本語名称の直訳ではなかった。国内には「教育福祉」を冠する組織・団体として、「愛知県立大学教育福祉学部 (School of Education and Welfare)」や「日本教育福祉学会 (Japanese Society of Education and Well-being)」などの例が存在するが、定訳は存在していない。本学類では社会福祉士、保育士、教員などを養成しており、そのすべてにおいて社会 (Social) な側面や福祉 (welfare) および教育 (education) が重要な要素となる。語順については、Social Education Welfare とした場合、「社会教育」の定訳である Social Education (ただし、欧米では一般に out-of-school education, community education あるいは対象によって adult education, youth education などと表現される) に関する学類である誤解を与えることを避け、語順を Social Welfare and Education とすることで「教育と福祉の融合」を表現している。

また、学域の統一表記として、「現代システム科学域 (是正事項) 9. 現代システム科学域の英訳名称」に従い、学類は Department を用いることとしている。以上より、教育福祉学類の英訳表記は「Department of Social Welfare and Education」とする。

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

8. 多くの資格の取得が掲げられているが、どのような履修によって資格取得のための要件を満たすことができるのか、資格によっては不明確であるものも見られるため、それらの履修モデルを示すこと。

(対応)

資格は教員免許資格の他、社会福祉士、保育士などの国家資格がある。

教員免許は、教育職員免許法により教職課程が設置され中学社会、高校公民（いずれも申請中）の免許が取得できるよう、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（平成 31 年）、ならびに文部科学省総合教育政策局発行の教職課程認定申請の手引きに従って、資格取得の要件を満たすよう必要な科目を配置する。

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年）に従って文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（指定科目）を履修し、受験資格を得ることができるよう科目を配置する。

保育士は、児童福祉法（昭和 22 年）に従って厚生労働大臣の定める基準に基づく「指定保育士養成施設」（認定施設）として必要な知識及び技能を習得する科目を履修し、受験資格を得ることができるよう科目を配置する。

社会教育主事は、公務員に採用された後に任命されうる任用資格である。また、社会教育主事講習等規程で定める所定の科目を履修して卒業したものは「社会教育士（養成課程）」と称することができる。社会教育主事の任用資格取得及び社会教育士（養成課程）の称号付与が可能となるように、必要な科目を配置する。

以上により各種の資格取得のための要件を満たす。なお、添付する履修モデル（資料 1）は、審査意見 No. 11 の記載するとおり「教育福祉学類履修モデル（教員免許資格取得（中学校社会＋高校公民）」、「教育福祉学類履修モデル（社会福祉士資格）」、「教育福祉学類履修モデル（スクール・ソーシャルワーク資格）」、「教育福祉学類履修モデル（保育士資格）」、「教育福祉学類履修モデル（社会福祉士優先＋保育士資格）」、「教育福祉学類履修モデル（保育士優先＋社会福祉士資格）」、「教育福祉（総合：非資格No.1～No. 3）履修モデル」を作成しているが、ここでは非資格を除いて、全ての基本となる上記資格の養成課程としての法的要件を満たさなければならない国家資格、免許資格の取得について履修モデルを示した。上記以外の下記資格については、上記国家資格などを取得すれば自ずと取得可能、あるいは付随している資格である他、大学に養成課程を必要としない資格である。また、社会教育主事は任用資格として公務員に採用された後に任命されうる資格であり、この場合も専任教員 2 名以上の社会教育に関する科目を開設していれば足ることから、ここでは上記国家資格および免許資格のみとした。ただし、大学設置基準第 10 条第 1 項に準拠し、これらの資格の要件に係わらず教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が担当する

社会福祉主事（任用資格）、児童福祉司（任用資格）、身体障害者福祉司（任用資格）、知的障害者福祉司（任用資格）、児童指導員（任用資格）、社会教育主事（任用資格）／社会教育士（称号資格）

教育福祉学類 履修モデル一覧（本審査意見に該当する履修モデルを抜粋）

1	（教員免許資格取得（中学校社会＋高校公民）） 中学社会と高校公民の教員免許を取得し、中学・高等学校または国際関係機関に就職する場合 (PBL プログラム（ESD-A）)
2	（社会福祉士資格） 社会福祉士資格を取得し、公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム（地域および都市における排除・共生・参加）)
3	（スクール・ソーシャルワーク資格） 社会福祉士とスクールソーシャルワーカーの資格を取得し、公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム（コラボレーション）)
4	（保育士資格） 保育士資格を取得し、公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム（ジェンダー論）)
5	（社会福祉士優先＋保育士資格） 社会福祉士資格と保育士資格を取得し、公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム（地域および都市における排除・共生・参加）)
6	（保育士優先＋社会福祉士資格） 保育士資格と社会福祉士資格を取得し、公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム（ジェンダー論）)

（新旧対照表）

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類 添付資料

新	旧
（設置趣旨（資料）-40 ページ） 資料 2 教育福祉学類履修モデル	資料 2

・中学校社会＋高校公民 ・社会福祉士資格 ・スクール・ソーシャルワーク資格 ・保育士資格 ・社会福祉士優先＋保育士資格 ・保育士優先＋社会福祉士資格)	
--	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

9. 教育福祉学類について、「総合的な観点から持続可能な社会の実現に貢献できる人材の育成」、「福祉・保育・教育分野における専門的かつ協働的な実践と理論に関する研究・教育を行う」、「複数領域の知識を横断的に用いて、現代システムに内在する課題の解決を目指すことができる」との説明があるが、このような特徴的な内容について、どのように教育課程や教育方法において担保されているのか不明確であるため、明確にすること。

(対応)

「総合的な観点から持続可能な社会の実現に貢献できる人材の育成」、「福祉・保育・教育分野における専門的かつ協働的な実践と理論に関する研究・教育を行う」、「複数領域の知識を横断的に用いて、現代システムに内在する課題の解決を目指す」と行った事柄を担保するために、ディプロマ・ポリシーに即した下記の教育を4年間で実施するものとする。

まず、ディプロマ・ポリシーにある「サステナビリティ志向性」の基礎を1年次で学ぶ。具体的には必修科目である「情報システムとサステナビリティ」「地球システムとサステナビリティ」「社会システムとサステナビリティ」「人間システムとサステナビリティ」の4科目を学び、「総合的な観点から持続可能な社会の実現に貢献」するための基礎を形成する。またディプロマ・ポリシーにいう「多面的視点」を涵養し「福祉・保育・教育分野における専門的かつ協働的な実践と理論に関する研究・教育を行う」基礎を築くために、「教育福祉学概論」を1年次必修科目におく。

2年次においては、ディプロマ・ポリシー1「多面的視点」にある「社会福祉学、保育学、教育学、さらにジェンダー論など、教育福祉学に関する専門知識を身につけ、現代社会の課題を多面的に捉えることができる」力を涵養するために、「学類基盤科目」である「教育福祉学A」または「教育福祉学B」のいずれか1科目を選択必修とし、「保育学概論」または「ジェンダーと社会」のいずれか1科目を選択必修とした。また、ディプロマ・ポリシー3「データを収集・活用することのできるの知識・技能を用いて、課題を分析・説明することができる」能力をより発展させ、現代社会の諸問題を分析するため、「社会調査論」の科目を配置する。なお、「社会調査論」については、専門科目の必修指定を見直した結果、選択科目に位置付けることとした。

3年次においては、「サステナビリティ志向性」(ディプロマ・ポリシー8)をもち、「複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力」を獲得するため、「PBL演習」を必修科目におく。「PBL演習」は、「複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指す」し、「システムの思考力」「表現力」を涵養するものである(ディプロマ・ポリシー4, 5, 6)。また、教育福祉学における「領域横断的応用力」を涵養するために、多様な専門性(社会福祉、教育、保育、ジェ

ンダーなど) を学んだ学生が, 連携・協働のプロセスを通して、それぞれの専門性の違いを包括した視点で、複雑化・多様化した現代社会の諸問題の改善に取り組むための理論と実践方法を学ぶための科目である「コラボレーション論」を必修としている。

4 年次においては、「教育福祉学卒業研究」を必修科目におき、これまでの学びの集大成を行う。

(新旧対照表)

教育課程等の概要

新	旧
必修・選択の別の変更 社会調査論 <u>選択</u>	社会調査論 <u>必修</u>

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨 (本文) -42 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、初年次前期の学域共通科目の必修科目である「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」を履修し、サステイナビリティの概念とシステムの思考力を学ぶ。また同じく初年次後期の学域共通科目の必修科目である「教育福祉学概論」を履修し、教育福祉学類が養成する人材像を明確に示すとともに、教育福祉学の教育研究分野が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などから成り立っていることを理解させる。 初年次後期以降は、社会福祉学、保育	(22 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、<u>領域横断的に持続可能性を理解させるため、1 年次 に「サステイナビリティ」「教育福祉学 A、B」を必修として、また他学類の導入科目を選択として、学域共通科目を学修すると同時に、外国語科目とともに基礎教育科目である「統計 学基礎 1、2」、教育福祉学の基盤となる「教育福祉における SDGs」を必修として配置することによって、4 年間の学習の基礎を築く。2 年次からは、「人間形成論」「生涯学習概論」など教育福祉学の基盤となる科目とともに、「教育福祉の諸問題 A、B、C」「家族社会学」「教育社会学」などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させると同時</u>

学、教育学、ジェンダー論などの基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上と、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修として学修する。また、学生一人ひとりが自身の関心に応じて、そのほかの学類基盤科目と学類専門科目の中から多様な科目の履修を進めることで、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などに関する基礎的知識や現代社会における課題の解決を目指すことができる力を養う。3 年次には、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」を必修とする。本科目では、教育福祉学に関連する様々な問題に対して、多様な学びを行った学生同士が各自の学びに立脚しながら、ディスカッションを行う。このことにより、複数領域の知識を融合しながら横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる力（領域横断的応用力）を身に着けることが可能となる。また、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナール A」「教育福祉ゼミナール B」を必修としつつ、「教育福祉ゼミナール C」「教育福祉ゼミナール D」を選択科目としておくことで、2 つ以上のゼミナールに所属することができ、ここでも複数領域の知識を融合しながら横断的に課題の解決を目指すことができる力を身につけさせる。さらに、学域	に、総合教養科目によって社会や環境、情報などの現代システム全体へ視点を 拡張する。3 年次からは、専門演習科目と SDGs 演習を必修として取り組むことを通して、システムの思考力と判断力、サステイナビリティ志向性を身に付けた上で、4 年次に必修の卒業研究に取り組むことによって、教育福祉学的視点に基づいた現代システムのあり方を考察する力を身につけさせる。
---	--

共通科目の PBL 演習により他学類の学生と協働で問題解決に取り組むことで、学類を超えた複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指し、システムの思考力を涵養する。 また、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成するために、学類基盤科目に「グローバル・コラボレーション論」を、学域専門科目に「グローバル・コミュニケーション演習」と「教育福祉国際インターンシップ」を配置する。 最終的に 4 年次には、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」を必修とすることで、持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をつける。	
--	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

10. 教育福祉学類について、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域」と説明されているが、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論」以外にどのような学問分野が対象とされているのか説明すること。また、「ジェンダー論」が明示されているが、設置の趣旨等において、特段の説明もなく当該学類における「融合領域」における位置付けが不明確であるため、明確にすること。

(対応)

教育福祉学類は、身近な現実社会に潜む課題だけでなく国際的視点で学域の理念となる「持続可能な社会」の観点から活躍できる国際的な人材養成も目指している。これは、国内だけでなく世界で取り組まれる SDGs への国際的議論に参加できることを意図している。これにより、卒業後に国際協力分野や Child Life Specialist の国際資格を目指す者もいる。また特筆すべきこととして本学類にはジェンダー研究を専門とする教員が多い。生涯発達の観点に立った持続可能な共生社会の実現のためには、あらゆる分野でジェンダー研究の知見が不可欠であるためである。(教育福祉学類審査意見是正事項6の再掲)

社会福祉学、保育学、教育学以外の学問分野の範囲については、是正事項1の「2. 学術的背景に基づく教育福祉学の定義」で以下のように記したところである。

人の生涯にわたる発達・成長には、等しく学びの機会が保障されるとともに、時宜に合った社会福祉の支援が提供されることが不可欠である。ここにいう学びとは、学校教育に特化したものではなく、人がその生涯を通し、他者と相見えることによって相互性を高め、自己の可能性を拓きつつ、社会と繋がっていくような営為を指す。しかしながら、かかる学びの回路は常に万人に開かれているわけではなく、親の経済力、病気や障がい、ジェンダー、国籍などによって学びの回路を閉ざされ、自由獲得(人間開発)の機会を奪われる人びとも少なくない。社会福祉の支援は、人間らしい生活を保障するための砦であり、いわばセーフティネットの機能を持つ。上述のごとく、人はさまざまな事由により、ともすれば自らの最善の利益を求める道を閉ざされかねない。かかる生活上の諸課題に直面した人びとの主体性を尊重し、その声を十分聞き取りながら、健康で文化的な生活と十全な社会参加を保障し、誰もが尊厳ある生き方を実現できるようにすることが肝要である。

すなわち、教育福祉学とは、まず「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問である(対象となる学問分野、教員体制及びカリキュラムについては下記一覧表)。さ

らに、これらは、相互補完させることのできる社会システムとして人間の安全保障の重要な部分を占める持続可能な社会づくりのための研究を成すこととも同一地平に立つ。これが教育福祉学に求められるミッションである。その上で、下記「設置趣旨」等で明記されていなかった学問分野を、学域設置趣旨の「持続可能な社会の実現」およびアジェンダで示す「世界像」に向けた教育福祉学の役割をより明らかにするために下記の通り根拠を示して加筆する。

持続可能な社会実現のために SDGs が設定される。そこに示された 17 の課題は個々個別に問題が発生しているのではなく、多様な課題の原因が連関関係にある中で各問題が深刻化し、重層化している。例えば、教育を受ける機会を喪失した子どもの背景には貧困があり、特に母子家庭のひとり親家庭において問題が深刻であることは既知の通りである。また国際的には女兒の教育を受ける機会が男児に比べて低位に位置づけられ、それがまた貧困にもつながっている。さらに LGBT の子どもは自認する性とは異なる扱いを受けることで不登校になるケースがあるなど、社会福祉や教育の制度的視点だけでは解決できない課題に対して、様々な観点からの支援のあり方や社会制度設計が必要である。このように SDGs が示す現代社会の諸課題について、単一の学問分野による特定の思考様式から解決が図られるのではなく、異なる方法論や視座をもって解決方法や制度設計などにおいて最適解を追究するために社会福祉学、保育学、教育学そしてジェンダー論などを柱に、多様な学問的アプローチによる解決を図ることが必要とされている。

対象となる学問分野および教員体制ならびにカリキュラム

学類	領域	配置されている教員の専門分野	教員数
教育福祉学類	社会福祉学	子ども家庭福祉論（教授 2）、障害者福祉論（教授 1、准教授 1）、地域福祉論（講師 1）、セルフヘルプ・グループ論（准教授 1）、医療福祉論（教授 1）、社会福祉運営論（准教授 1）、公的扶助論（准教授 1）	9 名
	保育学	保育思想（准教授 1）、障害児保育論（准教授 1）	2 名
	教育学	教育哲学（教授 1、准教授 1）、教育人権論（教授 1）、教育社会学（教授 1）、健康科学（教授 1）	5 名
	ジェンダー論	セクシュアリティ論（教授 1）、福祉哲学・女性支援論（教授 1）、家族社会学（准教授 1）、政治思想（准教授 1）	4 名
			20 名

※令和 5 年 4 月、社会福祉学（高齢者福祉論）の専任教員 1 名（准教授）採用

「『融合領域』の位置づけ」に関しては、是正意見 1 への回答に加えて、基本的な力

リキュラムの考え方について次のように説明する。教育福祉学の基盤となる社会福祉学、保育学、教育学、そしてジェンダー論の基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修とし、また、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修とした。また、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナール A」「教育福祉ゼミナール B」、および、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」という 4 科目（12 単位）を必修とすることで、教育福祉学の基盤となる「社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論の融合」が可能となるカリキュラムを配置した。

「設置の趣旨等を記載した書類」の下記ページに加筆改訂する。

2 頁「(2) 学域設置に至る経緯」

下から 4 行目

大阪府立大学の地域保健学域の教育福祉学類が本学域に合流し、福祉系、保育系、教育系の学びを担当する。

→ 福祉系、保育系、教育系、ジェンダー系の学び を追記

ここにジェンダー系を列挙するのは、保育や教育が扱う範囲が、子どもがその中心的対象となるだけでなく、古くから「保育、教育、家庭生活、女性の社会的活動に至るまでを視野にいれた問題として一体的に捉えられてきた背景があることによる。これらジェンダー系を含めることの根拠の一つを是正意見 1 の（対応）に含ませて記載した。

なお、「ジェンダー論」は、社会福祉学、保育学、教育学の既存の各学問体系とは異なり、それぞれの分野に通底する視座と価値を提供する分野として、また社会制度への重要な施策の前提を為す点において体系を異にする。そのような意味では社会福祉学、保育学、教育学とは同位列挙とはならないとも言えるが、敢えて当該ジェンダー論の国際的重要性が高いこと、SDGs 5（ジェンダーの平等）が特に挙げられている点から、ここでは同位列挙とした。

9 頁「ウ 研究対象とする中心的な学問分野（複数可）」

[教育福祉学類]

社会福祉学、保育学、教育学

→ 社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、ジェンダー論、人権論
を追記

教育福祉学は「まず『人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学』として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問」である（是正意見 1 への対応追記事項）。これらに基づき、ここに人権論を列挙するのは「人間の生活と発達の包括的な保障および支援」に通底する価値と視座の根源を為す概念であるからである。例えば、教育に関して述べると「教育を受ける機会」を形式的な平等によって保障することにとどまらず、包摂社会として学習の主体者のニーズを反映させた教育的支援を根拠づける価値概念となる。また、様々な課題事例に対して、「どのような人権を侵害しているのか」、あるいは「尊厳性を奪う対局の価値」などを浮き彫りにする働きがある。このように人権論は、社会福祉的・教育的な保障と支援そのもののあり方を位置づけると同時に、人権論があらゆる分野の追究の視座を共有することを可能にし、異なる分野と分野の結節的役割を果たすなど、融合性を深める役割もある。これについては、教育福祉学類必修の教育福祉学概論の他、教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論などの領域を関連付けた科目等を配置しており、是正意見 11 の回答で示している。

（新旧対照表）

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
（設置趣旨（本文）-5 ページ） ア 学部等設置の理由及び必要性 （略） （2）学域設置に至る経緯 （略） 現代システム科学域では、マネジメント学類で行われていた学問分野のうち、サステイナブルな社会に必要となる政策科学系の学びを、大阪府立大学の環境システム学類から再編される本学域の環境社会システム学類の中に位置づけ、社会システム部分の教育を強化する。同時に、環境システム学類に含まれていた心理系	（2 ページ） ア 学部等設置の理由及び必要性 （略） （2）学域設置に至る経緯 （略） 現代システム科学域では、マネジメント学類で行われていた学問分野のうち、サステイナブルな社会に必要となる政策科学系の学びを、大阪府立大学の環境システム学類から再編される本学域の環境社会システム学類の中に位置づけ、社会システム部分の教育を強化する。同時に、環境システム学類に含まれていた心理系

の学びをヒトの心理面からサステイナブルな社会の在り方をより総合的に学ぶ体制に強化することで心理学類を設置する。また、大阪府立大学の地域保健学域の教育福祉学類が本学域に合流し、福祉系、保育系、教育系、ジェンダー系の学びを担当する。さらに、サステイナブルな社会の実現にとって必要な情報系の学びについては、引き続き知識情報システム学類で担当し、そこにマネジメント学類で行われていた生産システム系の学びを加える。 (図 略)	の学びをヒトの心理面からサステイナブルな社会の在り方をより総合的に学ぶ体制に強化することで心理学類を設置する。また、大阪府立大学の地域保健学域の教育福祉学類が本学域に合流し、福祉系、保育系、教育系の学びを担当する。さらに、サステイナブルな社会の実現にとって必要な情報系の学びについては、引き続き知識情報システム学類で担当し、そこにマネジメント学類で行われていた生産システム系の学びを加える。
(設置趣旨 (本文) -19 ページ) 1 設置の趣旨及び必要性 ウ 研究対象とする中心的な学問分野 (複数可) (中略) [教育福祉学類] 社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論	(9 ページ) 1 設置の趣旨及び必要性 ウ 研究対象とする中心的な学問分野 (複数可) (中略) [教育福祉学類] 社会福祉学、保育学、教育学
(設置趣旨 (本文) -21 ページ) 2 学部・学科等の特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学とは、戦後に発祥した教育福祉の理念を背景として、人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大とを、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論などの人類の知的資産を継承し	(11 ページ) 2 学部・学科等の特色 (前略) [教育福祉学類] <u>教育福祉学類では、多様で複雑な課題を抱える今日の国際社会において、潜在的な社会問題をいち早く捕捉し、もって現代社会の仕組みをよりよいものに変革する力を備えることを目指し、教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ。このため、教育福祉学類では、教育福祉における SDGs、保育学概論の学類基盤科目を 1 年次に、生涯学習概</u>

つつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式ならびに知的探求資源を獲得する学問である。 このような多様な専門分野の融合性による知的創造と探究を行うのは、持続可能な社会の実現を目指す「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下 SDG s）に示される人類が求める世界像の実現を目指すからである。この世界像には、例えば次の内容が示される。「質の高い教育や社会保護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界」、「身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界」、「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないこと、人種、民族及び文化的多様性。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界」、「子どもたちに投資し、すべての子どもが暴力及び搾取から解放される世界」、「すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受しその能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」などである。すなわち、これら世界像を実現するための学問的追究は、根源的には生涯を通じた尊厳性、社会的保護、健康、教育、福祉、公正・平等などの保障と恩恵の中で生きられる社会を目指す問題意識と探究および実践を深めることにあり、これは教育福祉学の問題意識と定義に示した「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」と同一の目的および問題意識を有している。このように、教育福祉学は国内外の上記「世界像」が示す目的を達するために、単一専門分野からだけでなく、先に記した各学	論、ソーシャルワーク概論、ジェンダーと社会などを 2 年次に学ぶことで、<u>人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援を融合させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するための視点を獲得させる。</u>また、<u>教育福祉学類においては、エスニシティの多様性やジェンダー 平等を踏まえ、他の専門職者や当事者と協働して現代社会の諸問題に切り込み、個別の問題 解決をはかるとともに、支援にかかわる制度や政策をデザインする力量を備えた高度な専門職養成を行う。</u>具体的には、<u>教職・社会福祉士・保育士・スクールソーシャルワーカーと いった対人援助専門職養成を行う。</u>教育福祉学類の特色は、<u>人権的支援・教育的支援・社会福祉的支援に関する多様な学びに加え、人と社会・環境に関する関連学問領域を幅広く学ぶことによって、サステイナブルな社会のあり方を学ぶことにある。</u>
--	--

問分野の知を横断的に結び付けて人間の誕生から生涯にわたる発達・成長・生活に関する統一的保障（尊厳性、包摂性）のあり方を問い追究する特徴がある。なお、ここで保育学が加えられているのは、戦後に形成された「教育福祉」概念の淵源やそれより以前から、保育はそれのみに完結することなく、家庭の問題、子育てと貧困の問題の他、女性の社会進出と地位向上に至る多くの社会的課題の基点として捉えられてきたことや、人の誕生から老齢期までが尊厳性に溢れた社会を考える起点であるからである。併せてこれら子育てや女性の地位向上の問題はすなわち人権論やジェンダー論からも考察され、同時にそれぞれが独立して研究対象となるだけでなく、多くの現代社会の諸問題の解決に通底する価値と方向性を示す点で重要な位置を占める。今日、社会福祉的支援とこのように教育福祉学類は各学問領域の融合性をもって社会的課題を追究する点で大きな特徴を有している。	
（設置趣旨（本文）-42 ページ） 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 （前略） 〔教育福祉学類〕 教育福祉学類の教育課程においては、初年次前期の学域共通科目の必修科目である「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」を履修し、サステイナビリティの概念とシステムの思考力を学ぶ。また同じく	（22 ページ） 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 （前略） 〔教育福祉学類〕 <u>教育福祉学類の教育課程においては、領域横断的に持続可能性を理解させるため、1 年次 に「サステイナビリティ」「教育福祉学 A、B」を必修として、また他学類の導入科目を選択として、学域共通科目を学修すると同時に、外国語科目とともに基礎教育科目である「統計 学基礎 1、2」、教育福祉学の基盤となる「教育福</u>

初年次後期の学域共通科目の必修科目である「教育福祉学概論」を履修し、教育福祉学類が養成する人材像を明確に示すとともに、教育福祉学の教育研究分野が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などから成り立っていることを理解させる。 初年次後期以降は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などの基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか1科目以上と、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか1科目以上を選択必修として学修する。また、学生一人ひとりが自身の関心に応じて、そのほかの学類基盤科目と学類専門科目の中から多様な科目の履修を進めることで、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などに関する基礎的知識や現代社会における課題の解決を目指すことができる力を養う。3年次には、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」を必修とする。本科目では、教育福祉学に関連する様々な問題に対して、多様な学びを行った学生同士が各自の学びに立脚しながら、ディスカッションを行う。このことにより、複数領域の知識を融合しながら横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる力（領域横断的応用力）を身に着けることが可能となる。また、多様な視点から学生が主体的に	祉における SDGs」を必修として配置することによって、4 年間の学習の基礎を築く。2 年次からは、「人間形成論」「生涯学習概論」など教育福祉学の基盤となる科目とともに、「教育福祉の諸問題 A、B、C」「家族社会学」「教育社会学」などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させると同時に、総合教養科目によって社会や環境、情報などの現代システム全体へ視点を 拡張する。3 年次からは、専門演習科目と SDGs 演習を必修として取り組むことを通して、システムの思考力と判断力、サステイナビリティ志向性を身に付けた上で、4 年次に必修の卒業研究に取り組むことによって、教育福祉学的視点に基づいた現代システムのあり方を考察する力を身につけさせる。
---	--

学びを深める「教育福祉ゼミナールA」「教育福祉ゼミナールB」を必修としつつ、「教育福祉ゼミナールC」「教育福祉ゼミナールD」を選択科目としておくことで、2つ以上のゼミナールに所属することができ、ここでも複数領域の知識を融合しながら横断的に課題の解決を目指すことができる力を身につけさせる。さらに、学域共通科目のPBL演習により他学類の学生と協働で問題解決に取り組むことで、学類を超えた複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指し、システムの思考力を涵養する。 また、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成するために、学類基盤科目に「グローバル・コラボレーション論」を、学域専門科目に「グローバル・コミュニケーション演習」と「教育福祉国際インターンシップ」を配置する。 最終的に4年次には、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」を必修とすることで、持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をつける。	
--	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

11. 教育福祉学類において、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ」とされているが、履修モデルでは、例えば、保育学については、保育士を目指すモデル以外では履修が設定されていないと見受けられるため、各履修モデルの妥当性について、「教育福祉学」の学術的な位置付けや定義を明確にした上で、明確にするか修正すること。

(対応)

是正意見 1 への対応箇所述べたように、教育福祉学とは、「まず『人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学』として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問」である。

上記の学修を行うために異なる分野の知を融合させられるよう科目が配置されている。まず、学域共通科目として教育福祉学類学生は必修で教育福祉学概論を履修する。これにより、教育福祉学の基本的な視座と各分野の融合的視点について学類学生が全員学ぶことができるようになっている。例えば、保育士を目指すモデル以外の学生も保育の基礎を知ることができる。

授業名称		担当教員氏名	
教育福祉学概論		吉田敦彦、山野則子、吉武信二、内藤葉子、木曾陽子	
単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業形態
2	1 後	必修	講義

授業概要
教育福祉学の基本的な視点、方法論を学ぶための科目である。この授業では、人間開発と成長・発展、人が社会から阻害される要因、福祉国家、インクルーシブ社会への理念と実践などについて、多様な観点を交えつつ基本的な知識を得ることを目指す。「人間開発」とは、人間の自由を尊重し、誰もが価値ある人生を全うできるように人びとの選択肢を拡大すること、「インクルーシブ社会」とは、誰一人取り残さず、また一人一人が生きがいをもって互いに助け合いながら共生できる社会のことである。また同時に、1 年次前期に配当される「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」の内容と関連付けながら、教育福祉学が持続可能な社会の実現にどのように貢献するのかについて学ぶ。

到達目標
・人間開発と成長・発展、人の社会的阻害要因と福祉国家、インクルーシブ社会への理念と実践などについて、基本的な知識を問う問題に答えることができる。 ・教育福祉学が持続可能な社会の実現にどのように貢献するのかについて説明することができる。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	オリエンテーション：現代システム科学域の教育理念と、その中の教育福祉学類の位置付けと役割、教育福祉学類の3ポリシーについて解説する。更に、前期の「情報システムとサステナビリティ」「自然システムとサステナビリティ」「社会システムとサステナビリティ」「人間システムとサステナビリティ」との関連性について解説する。(吉田)	授業支援システムで事前配付するシラバス、資料等を確認しておく。
第2回	保育を通じた人間の成長・発達(木曾)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第3回	保育の社会的役割と福祉国家(木曾)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第4回	インクルーシブ保育・教育の理念と実践(木曾)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第5回	人間の成長・発達と教育の役割(吉田)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第6回	教育における社会的阻害要因と教育／福祉の視点(吉田)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第7回	教育の多様性とインクルーシブ社会の理論と実践(吉田)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第8回	人間開発とジェンダー(内藤)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第9回	福祉国家とジェンダー(内藤)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第10回	現代社会におけるジェンダーと性の多様性(内藤)	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第11回	社会福祉と人間の成長発達(山野)	授業中に配布された資料、および指示さ

		れた文献等を読む。
第 12 回	社会福祉と学校教育（山野）	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第 13 回	健康福祉とインクルーシブ社会の理念と実践（吉武）	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第 14 回	高齢化社会における人間開発と健康（吉武）	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。
第 15 回	社会システム、人間システムの観点から見た持続可能性（サステナビリティの定義、教育福祉学の方法論が持続可能社会の実現にどのように役立つのか、現代から未来へのつながりなど）について解説する。（吉田）	授業中に配布された資料、および指示された文献等を読む。

成績評価方法

到達目標の達成度で成績評価を行う。単位を取得するためには、

1. 持続可能な社会を実現するための課題について、教育の観点から説明できること。
2. 持続可能な社会を実現するための課題について、保育の観点から説明できること。
3. 持続可能な社会を実現するための課題について、社会福祉の観点から説明できること。
4. 持続可能な社会を実現するための課題について、ジェンダーの観点から説明できること。
5. 教育福祉学が持続可能な社会の実現にどのように貢献するのかについて説明できること。

の5 点を達成することが求められる。

成績を評価する方法として、授業参加度（コメントペーパー含む）、期末課題を用いる。成績評価に占める割合は、授業参加度（コメントペーパー含む）50%、期末課題（50%）である。

次に、「学類基盤科目」群が配置され、これらから 20 単位以上を取得しなければならないこととしている。「学類基盤科目」のうち、「教育福祉学 A」「教育福祉学 B」のいずれか 2 単位以上、「保育学概論」「ジェンダーと社会」のいずれか 2 単位以上、という選択必修を設定し、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナール A」「教育福祉ゼミナール B」および、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」という 4 科目（12 単位）を必修とすることで、教育福祉学の基盤となる「社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論の融合」が可能となる

また、「多領域の知見」を持った学生が「コラボレーション論」などで複数の知見と

思考様式を発揮して課題解決にあたることで、相互に融合が進むことを意図している。上記のような選択必修を設定することにより、社会福祉学と教育学に関する基礎的な知識（SDGs の 3, 4 に対応）を有しつつ、保育学やジェンダー論に関する理解（SDGs の 3, 4, 5 に対応）を深めることが可能となる。

1 年次、2 年次において教育福祉学の基礎を身に付けたうえで、各学生は自らの興味関心や資格取得のために、より専門的な科目を履修する。そのうえで、異なる分野の専門性を融合し、連携・協働する理論と実践力を学修するために、3 年次には「コラボレーション論」を必修科目としておいている。

※ コラボレーション論は、多様な専門性（社会福祉、教育、保育、ジェンダーなど）を学んだ学生が、連携・協働のプロセスを通して、それぞれの専門性の違いを包括した視点で、複雑化・多様化した現代社会の諸問題の改善に取り組むための理論と実践方法を学ぶ。また、連携・協働の実践方法を習得することで、より広範な領域の専門職と連携・協働を行い活躍できる能力を醸成する。（シラバス）

（「学類基盤科目」）

学類基盤科目は次の科目群からなり、自らの専門領域および異なる領域から選択して 20 単位以上を履修修得しなければならない。上述のとおり、これを満たすためには複数の専門領域に関する科目を 8 単位以上履修する必要がある科目構造になっている。

科目群には、「教育福祉学 A」（教育学と社会福祉学について基礎的な知識を学ぶ）、「教育福祉学 B」（教育学と社会福祉学の相互補完性を学ぶ）、「保育学概論」、「ジェンダーと社会」、「人間形成論」、「生涯学習概論」（誕生から老年までの発展と学びなど）、「社会福祉原論」、「ソーシャルワーク概論」、「スクール・ソーシャルワーク概論」、「社会学基礎」、「グローバル・コラボレーション論」といった、教育福祉学の基本的なコンセプトおよび学際性・国際性を学ぶ科目を配置している。また、上述の必修科目「コラボレーション論」、「教育福祉ゼミナール A」、「教育福祉ゼミナール B」、および、自らの専門性とは異なる教員の（2 つ目の）ゼミナールを履修する新設の「教育福祉ゼミナール C」「教育福祉ゼミナール D」、そして、教育福祉学の学びの集大成である「教育福祉学卒業研究」を配置している。

（PBL 演習）

PBL 演習（3 年次必修）は、4 学類の学生が一つの課題について異なる専門分野から協働で考察する演習である。演習のテーマは 23 テーマあり、知識情報システム学類、環境社会システム学類、教育福祉学類、心理学類からテーマが設定される。PBL 演習は、入学当初よりこれら演習を意図した科目履修を促すことから、学年進行とともに演習を意図した履修となり、異なる分野の講義科目を履修することになる。

例えば PBL プログラム（コラボレーション）の修了には、下表の科目から 4 科目を履修し、かつ PBL 演習（コラボレーション）を履修する必要がある。

コラボレーション論
教育の思想と歴史
スクール・ソーシャルワーク概論
特別支援教育
教育社会学
臨床心理学概論
教育・学校心理学

添付する履修モデル（資料１）は、「教育福祉学類履修モデル（教員免許資格取得（中学校社会＋高校公民））」、「教育福祉学類履修モデル（社会福祉士資格）」、「教育福祉学類履修モデル（スクール・ソーシャルワーク資格）」、「教育福祉学類履修モデル（保育士資格）」、「教育福祉学類履修モデル（社会福祉士優先＋保育士資格）」、「教育福祉学類履修モデル（保育士優先＋社会福祉士資格）」、「教育福祉（総合：非資格No.1～No.3）履修モデル」を作成しているが、いずれも上記考え方にたって履修モデルが策定されていることから、教育福祉学類の学術的位置づけと定義に照らし合わせて履修モデルは妥当だと考えられる。

教育福祉学類 履修モデル一覧

1	（総合：非資格 No. 1） 公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 （PBL プログラム（ジェンダー論））
2	（総合：非資格 No. 2） 公務員（行政職、福祉職、教育職）、NPO 法人に就職する場合 （PBL プログラム（生涯学習と設計））
3	（総合：非資格 No. 3） 身体と心のつながりについて実践的に学び、公務員（行政職）、地域活動 NPO に就職する場合 （PBL プログラム（生きることと遊び） ※他学類科目が主体のプログラム）
4	（教員免許資格取得（中学校社会＋高校公民）） 中学社会と高校公民の教員免許を取得し、中学・高等学校または国際関係機関に就職する場合 （PBL プログラム（ESD-A））
5	（社会福祉士資格） 社会福祉士資格を取得し、公務員（行政職、福祉職、教育職）、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合

(PBL プログラム (地域および都市における排除・共生・参加))	
6	(スクール・ソーシャルワーク資格) 社会福祉士とスクールソーシャルワーカーの資格を取得し、公務員 (行政職、福祉職、教育職)、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム (コラボレーション))
7	(保育士資格) 保育士資格を取得し、公務員 (行政職、福祉職、教育職)、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム (ジェンダー論))
8	(社会福祉士優先+保育士資格) 社会福祉士資格と保育士資格を取得し、公務員 (行政職、福祉職、教育職)、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム (地域および都市における排除・共生・参加))
9	(保育士優先+社会福祉士資格) 保育士資格と社会福祉士資格を取得し、公務員 (行政職、福祉職、教育職)、社会福祉団体、NPO 法人に就職する場合 (PBL プログラム (ジェンダー論))
10	(未来デザインコース No. 1) 未来デザインプログラムで教育情報学を学ぶことで、教育現場の問題を多職種連携で解決できる人材として教育系スタートアップ企業に就職する場合 (PBL プログラム (コラボレーション論))
11	(未来デザインコース No. 2) 未来デザインプログラムで政策学関係の科目を学ぶことで、ジェンダーやダイバーシティに関わる課題を解決できる人材として国際機関に就職する場合 (PBL プログラム (ジェンダー論))

(新旧対照表)

教育課程等の概要

新	旧
新設科目 学域共通科目 「教育福祉学概論」 学類基盤科目 「教育福祉ゼミナール C」 「教育福祉ゼミナール D」	

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨 (本文) -42 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、初年次前期の学域共通科目の必修科目である「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」を履修し、サステイナビリティの概念とシステムの思考力を学ぶ。また同じく初年次後期の学域共通科目の必修科目である「教育福祉学概論」を履修し、教育福祉学類が養成する人材像を明確に示すとともに、教育福祉学の教育研究分野が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などから成り立っていることを理解させる。 初年次後期以降は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などの基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上と、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修として学修する。また、学生一人ひとりが自身の関心に応じて、そのほかの学類基盤科目と学類専門科目の中から多様な科	(22 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] <u>教育福祉学類の教育課程においては、領域横断的に持続可能性を理解させるため、1 年次に「サステイナビリティ」「教育福祉学 A、B」を必修として、また他学類の導入科目を選択として、学域共通科目を学修すると同時に、外国語科目とともに基礎教育科目である「統計 学基礎 1、2」、教育福祉学の基盤となる「教育福祉における SDGs」を必修として配置することによって、4 年間の学習の基礎を築く。2 年次からは、「人間形成論」「生涯学習概論」など教育福祉学の基盤となる科目とともに、「教育福祉の諸問題 A、B、C」「家族社会学」「教育社会学」などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させると同時に、総合教養科目によって社会や環境、情報などの現代システム全体へ視点を 拡張する。3 年次からは、専門演習科目と SDGs 演習を必修として取り組むことを通して、システムの思考力と判断力、サステイナビリティ志向性を身に付けた上で、4 年次に必修の卒業研究に取り組むことによって、教育福祉学的視点に基づいた現代システムのあり方を考察する力を身につけさせる。</u>

目の履修を進めることで、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などに関する基礎的知識や現代社会における課題の解決を目指すことができる力を養う。3年次には、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」を必修とする。本科目では、教育福祉学に関連する様々な問題に対して、多様な学びを行った学生同士が各自の学びに立脚しながら、ディスカッションを行う。このことにより、複数領域の知識を融合しながら横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる力（領域横断的応用力）を身に着けることが可能となる。また、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナールA」「教育福祉ゼミナールB」を必修としつつ、「教育福祉ゼミナールC」「教育福祉ゼミナールD」を選択科目としておくことで、2つ以上のゼミナールに所属することができ、ここでも複数領域の知識を融合しながら横断的に課題の解決を目指すことができる力を身につけさせる。さらに、学域共通科目のPBL演習により他学類の学生と協働で問題解決に取り組むことで、学類を超えた複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指し、システムの思考力を涵養する。 また、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成するために、学類基盤科目に「グローバル・コラボレーション論」を、学域専門科目に「グローバル・コミュニケーション演習」と「教育福祉国際インターンシップ」を配置する。	
--	--

最終的に 4 年次には、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」を必修とすることで、持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに变革していくことのできる力をつける。	
---	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

12. 教育福祉学類について、「教育学、社会福祉学、保育学、ジェンダー論等の融合領域を学ぶ」とされている一方で、学類共通科目の必修科目である「教育福祉学 A・B」の授業概要には「教育福祉学を構成する社会福祉学と教育学について基礎的な知識を学ぶ科目」と説明されていて、整合していない。「教育福祉学」の学術的な位置付けや定義、対象とする領域を明確にした上で、当該授業科目の妥当性を説明するか、必要に応じて修正すること。

(対応)

学域全体のカリキュラムの見直しにより、全体のカリキュラム構造が変更された。「教育福祉学 A・B」に関わる変更は、新たに学域共通科目として①「人間システムとサステイナビリティ」、②「社会システムとサステイナビリティ」、③「情報システムとサステイナビリティ」、④「地球システムとサステイナビリティ」が新設されたことにより、既存の学域共通科目であった「教育福祉学 A・B」の科目区分を学類基盤科目に移動し、配当年次を 2 年次に変更することとした。その上で、学域共通科目の中に「教育福祉における SDG s」の内容を包含する「教育福祉学概論」を新たに創設し「教育福祉学とは何か」を融合的、包括的に学修できるようにした。

教育福祉学は、「現実には生起している人間存在と、生活様式や社会生活の変化に起因する諸課題に対して、国際的視点や多くの学問分野からの新たな価値を加味しながら課題解決に向けて拡大的に発展してきている学問領域」であると位置づけられる。このことを踏まえた教育福祉学の定義とは、これも是正事項の 1 で示したように、『『人間の生活と発達』の包括的な保障および支援に関する学』として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の保育学、教育学、社会福祉学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学問」と規定される。

以上を踏まえ、教育福祉学の基盤となる社会福祉学、保育学、教育学、そしてジェンダー論の基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修とし、また、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修とした。このような選択必修を設定することにより、社会福祉学と教育学に関する基礎的な知識 (SDG s の 3, 4 に対応) を有しつつ、保育学やジェンダー論に関する理解 (SDG s の 3, 4, 5 に対応) を深めることが可能となる。

(新旧対照表)

教育課程等の概要

新	旧
新設科目 学域共通科目 教育福祉学概論	廃止科目 学類基盤科目 教育福祉における SDG s
科目区分及び配当年次の変更 科目区分 学類基盤科目 教育福祉学 A 2 年次前期 教育福祉学 B 2 年次後期	科目区分 学域共通科目 教育福祉学 A 1 年次前期 教育福祉学 B 1 年次後期

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨 (本文) -42 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、初年次前期の学域共通科目の必修科目である「情報システムとサステイナビリティ」「自然システムとサステイナビリティ」「社会システムとサステイナビリティ」「人間システムとサステイナビリティ」を履修し、サステイナビリティの概念とシステムの思考力を学ぶ。また同じく初年次後期の学域共通科目の必修科目である「教育福祉学概論」を履修し、教育福祉学類が養成する人材像を明確に示すとともに、教育福祉学の教育研究分野が、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などから成り立っていることを理解させる。	(22 ページ) 4 教育課程の編成の考え方及び特色 イ 教育課程の概要及び特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類の教育課程においては、領域横断的に持続可能性を理解させるため、1 年次に「サステイナビリティ」「教育福祉学 A、B」を必修として、また他学類の導入科目を選択として、学域共通科目を学修すると同時に、外国語科目とともに基礎教育科目である「統計学基礎 1、2」、教育福祉学の基盤となる「教育福祉における SDGs」を必修として配置することによって、4 年間の学習の基礎を築く。2 年次からは、「人間形成論」「生涯学習概論」など教育福祉学の基盤となる科目とともに、「教育福祉の諸問題 A、B、C」「家族社会学」「教育社会学」などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させると同時

初年次後期以降は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などの基礎的理解を深めるために、教育学と社会福祉学について基礎的な知識と相互補完性について学ぶ「教育福祉学 A」と「教育福祉学 B」のうちからいずれか 1 科目以上と、保育学の基礎的な知識を学ぶ「保育学概論」かジェンダーに関する社会的な課題について包括的に学ぶ「ジェンダーと社会」のうちからいずれか 1 科目以上を選択必修として学修する。また、学生一人ひとりが自身の関心に応じて、そのほかの学類基盤科目と学類専門科目の中から多様な科目の履修を進めることで、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論などに関する基礎的知識や現代社会における課題の解決を目指すことができる力を養う。3 年次には、各領域の専門職による連携・協働、各専門分野を融合させるための能力を育成する「コラボレーション論」を必修とする。本科目では、教育福祉学に関連する様々な問題に対して、多様な学びを行った学生同士が各自の学びに立脚しながら、ディスカッションを行う。このことにより、複数領域の知識を融合しながら横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指すことができる力（領域横断的応用力）を身に着けることが可能となる。また、多様な視点から学生が主体的に学びを深める「教育福祉ゼミナール A」「教育福祉ゼミナール B」を必修としつつ、「教育福祉ゼミナール C」「教育福祉ゼミナール D」を選択科目としておくことで、2 つ以上のゼミナールに所属することができ、ここでも複数領域の知識を融合しながら	に、総合教養科目によって社会や環境、情報などの現代システム全体へ視点を 拡張する。3 年次からは、専門演習科目と SDGs 演習を必修として取り組むことを通して、システムの思考力と判断力、サステイナビリティ志向性を身に付けた上で、4 年次に必修の卒業研究に取り組むことによって、教育福祉学的視点に基づいた現代システムのあり方を 考察する力を身につけさせる。
---	---

横断的に課題の解決を目指すことができる力を身につけさせる。さらに、学域共通科目の PBL 演習により他学類の学生と協働で問題解決に取り組むことで、学類を超えた複数領域の知識を横断的に用いて、現代社会における課題の解決を目指し、システムの思考力を涵養する。 また、地域社会から国際社会までの広範な領域で活躍できる人材を養成するために、学類基盤科目に「グローバル・コラボレーション論」を、学域専門科目に「グローバル・コミュニケーション演習」と「教育福祉国際インターンシップ」を配置する。 最終的に 4 年次には、教育福祉学という融合領域の学びの集大成としての「教育福祉学卒業研究」を必修とすることで、持続可能な社会を実現するために、現代社会の諸問題を深く理解するとともに、複合的な視野から社会の仕組みをよりよいものに変革していくことのできる力をつける。	
---	--

(改善事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

13. 「『人間形成論』『生涯学習概論』など教育福祉学の基盤となる科目とともに、『教育福祉の諸問題 A、B、C』『家族社会学』『教育社会学』などの応用科目を選択として学修させることによって教育福祉学的視点を深化させる」とあるが、「家族社会学」と「教育社会学」などの社会学的な学修をすることで、「教育福祉学的視点を深化させる」ことができるのかを説明すること。

(対応)

まず、『教育福祉の諸問題 A、B、C』、教育社会学、家族社会学などの応用科目の基礎となる科目として、人間形成論、生涯学習概論など教育福祉学の基盤となる科目が配置されている。これら基盤となる科目によって、人間の成長と発達における教育の意味やそれらを支える福祉の役割など、さらに生涯を通じて発展することの営みを学修していることを踏まえ、応用として家族社会学や教育社会学からこれら営みにおける社会的課題について学習する。すなわち、誕生から老齢に至るまでの生活と発達の包括的な保障および支援に関する研究を行う教育福祉学の領域に対して、「教育社会学」は、例えば貧困と進学の関係などの経済格差に起因する社会問題を扱う。つまり貧困の「福祉的課題」と教育を受ける権利（教育機会）等の「教育的課題」が併存するなど、家族・家庭および学校内外の教育の場を重要な研究対象領域としている。さらに、貧困や格差に起因する虐待問題など、新しい家族と教育のあり方の模索など、教育社会学は学校内外の福祉的課題と教育的課題の両分野を対象とする。また、「家族社会学」は、家庭を人の誕生から死までの生涯にわたる福祉と学びの場ととらえる立場から、教育福祉学の領域に対して深く関連する学問領域である。特に近年、日本で家族の現状や意識に大きな変化が起こり、その結果新たな教育福祉的な諸課題が生じていることから、家族社会学の学修は諸課題に対する教育福祉学的視点からのより深い理解をもたらすものである。したがって、複雑に背景が交差する諸課題（福祉的課題ならびに教育的課題の複層的課題）に対して教育社会学からのアプローチと家族社会学からのアプローチをもって臨むことにより、教育福祉学類の中心的分野となる社会福祉学、教育学、保育学からだけでなく、誕生から老齢に至るまでの生活と発達の包括的な保障および支援に関する研究を重厚に行うことができると同時に教育福祉学的視点を深化させることにつながるものである。

これらの体系性は、カリキュラム・マップ（資料1）及び履修モデル（資料4）により示す。

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

14. 社会福祉実習の実習先との契約内容において、「学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を提出する場合もある」とされているが、当該誓約書の提出は実習に当たっては重要と考えられるため、提出を必須としないことの妥当性を明確にするか適切に修正すること。

(対応)

従来は実習先から提出を求められた場合のみ当該誓約書を提出していたが、今後は当該誓約書の提出を必須とする。

(新旧対照表)

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨 (本文) -69 ページ) 1 0 実習の具体的計画 (前略) ②社会福祉実習 (中略) ウ 実習先との契約内容 実習施設毎に、大学は実習施設との間で実習契約を行う。具体的には、実習の期間、実習をおこなう学生の氏名などを含めた契約を結んでいる。また、大学側は、それに先立って、各実習先が実習指導の資格をもつ職員を配置しているかどうかについて確認を行っている。また、学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を必ず提出する。	(40 ページ) 1 0 実習の具体的計画 (前略) ②社会福祉実習 (中略) ウ 実習先との契約内容 実習施設毎に、大学は実習施設との間で実習契約を行う。具体的には、実習の期間、実習をおこなう学生の氏名などを含めた契約を結んでいる。また、大学側は、それに先立って、各実習先が実習指導の資格をもつ職員を配置しているかどうかについて確認を行っている。また、学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を提出する場合もある。
(設置趣旨 (本文) -71 ページ) 1 0 実習の具体的計画 (前略) ③保育実習 (略) ウ 実習先との契約内容	(42 ページ) 1 0 実習の具体的計画 (前略) ③保育実習 (略) ウ 実習先との契約内容

保育実習については、大学が実習施設毎に実習施設との間で実習契約を行う。具体的には、実習の期間、実習をおこなう学生の氏名などを含めた契約を結んでいる。また、学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を必ず提出する。	保育実習については、大学が実習施設毎に実習施設との間で実習契約を行う。具体的には、実習の期間、実習をおこなう学生の氏名などを含めた契約を結んでいる。また、学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を提出する場合もある。
(設置趣旨 (本文) -74 ページ) 10 実習の具体的計画 (前略) ④スクールソーシャルワーカー実習 (略) ウ 実習先との契約内容 大学が実習機関との間で実習契約を交わしている。具体的には、実習期間、実習を行う学生の氏名などを含めた契約を結んでいる。また、学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が守るべき事柄を示した誓約書を必ず提出する。	(44-45 ページ) 10 実習の具体的計画 (前略) ④スクールソーシャルワーカー実習 (略) ウ 実習先との契約内容 大学が実習機関との間で実習契約を交わしている。具体的には、実習期間、実習を行う学生の氏名などを含めた契約を結んでいる。また学生が、実習先に対して、守秘義務等学生が 守るべき事柄を示した誓約書を提出する場合もある。

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

15. 教育福祉学類において、教育実習については、想定受講者数の明記がないが、社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカーに係る実習の想定受講者数は示されているものの、いずれの実習についても、想定受講者数の設定の考え方や想定を超えて希望があった場合の対応方策が不明確であるため、これらの点を明確にすること。また、想定受講者数に比して、学生受入数が十分であるか、不明確なものがあるため、妥当性を明確にするか必要に応じて修正すること。

(対応)

本審査意見の対応については、説明すべき事項が複数に及ぶため、次のとおり審査意見に番号を付して説明する。

15. 教育福祉学類において、①教育実習については、想定受講者数の明記がないが、②社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカーに係る実習の想定受講者数は示されているものの、いずれの実習についても、想定受講者数の設定の考え方や想定を超えて希望があった場合の対応方策が不明確であるため、これらの点を明確にすること。また、③想定受講者数に比して、学生受入数が十分であるか、不明確なものがあるため、妥当性を明確にするか必要に応じて修正すること。

①教育実習について、想定実習者数は、教職課程の受講者数のこれまでの実績より約15名とし、②社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカーにかかる実習の想定受講者数は、これまでの受講者数をもとに想定したものであり、③想定を超えて希望があった場合は、新たな実習先と契約を行い、それでも対応できない場合は、専門科目の成績等をもとに選考を行い、受講者を限定する。

これにつき、前身の大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類では、受講希望者が、想定している人数を超えた場合、新たな実習先と契約を行うということで問題なく対応してきた。想定している人数を超える場合は専門科目の成績等により選考を行う可能性があったが、そういった事態は生じなかった。新大学においても同様の方針を継承する。想定受講者数及び実習生受け入れ数、実習先は次の通りとなっている。

社会福祉士試験受験資格取得のために必要な実習については、大阪府内外の福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、病院、児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、女性福祉施設等を確保し、社会福祉実習1および2の想定受講者数各40名に対して、それぞれ41名、61名の実習先を確保している。

但し、万が一この定員を超過する場合に備え、受験生に対して入学案内パンフレット、大学ウェブサイト、入試説明会などによって、教育福祉学類において社会福祉士の実習受け入れがおおむね60名であること、並びにこれを上回る希望者があった場合には専門科目の成績等により選考を行う場合がある旨の周知を行う。

保育士資格取得のために必要な実習については、保育所等における実習と保育所以外の所定の児童福祉施設における実習があるが、いずれも府内外の保育所（園）や認定こども園、児童福祉施設等を利用しており、保育実習 1A、1B、2 の想定受講者数各 10 名に対して、それぞれ 20 名、13 名、17 名の実習先を確保している。

スクールソーシャルワーカー資格取得のために必要な実習については、堺市教育委員会、茨木市教育委員会、大東市教育委員会において確保している。実際に行く実習先は、主に各教育委員会が指定したスクールソーシャルワーカーのいる学校であり、スクール・ソーシャルワーク実習の想定受講者数 15 名に対して、23 名の実習先を確保している。

但し、万が一これらの定員を超過する場合に備え、受験生に対して入学案内パンフレット、大学ウェブサイト、入試説明会などによって、定員を上回る希望者があった場合には専門科目の成績等により選考を行う場合がある旨の周知を行う。

なお、以上の実習先の一覧は以下の通りである。

No.	施設名	授業科目名称	受入人数
1	放課後等デイサービス/障がい児者余暇生活支援センターじらふ	社会福祉実習 1	2 名
		社会福祉実習 2	2 名
2	児童養護施設 グイン・ホーム	社会福祉実習 1	2 名
		社会福祉実習 2	2 名
3	児童養護施設助松寮	社会福祉実習 1	6 名
		社会福祉実習 2	6 名
4	児童養護施設 社会福祉法人阪南福祉事業階あおぞら	社会福祉実習 1	2 名
		社会福祉実習 2	2 名
5	児童養護施設遥学園	社会福祉実習 1	1 名
		社会福祉実習 2	1 名
6	社会福祉法人 大阪福祉事業財団城東特別養護老人ホーム	社会福祉実習 1	1 名
		社会福祉実習 2	1 名
7	み・らいずスクール	社会福祉実習 1	2 名
8	社会福祉法人 四恩学園 児童養護施設 四恩学園	社会福祉実習 1	3 名
9	母子生活支援施設 リアン東さくら	社会福祉実習 1	1 名
10	児童養護施設高津学園	社会福祉実習 1	2 名
11	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	社会福祉実習 1	3 名

12	福祉事務所（橋本市福祉事務所）	社会福祉実習 1	6 名
13	児童養護施設三ヶ山学園	社会福祉実習 1	2 名
14	小規模住宅型児童養護事業 ファミリーホーム野口ホーム	社会福祉実習 1	2 名
15	特定非営利活動法人出発のなかまの会	社会福祉実習 1	2 名
16	松原市地域包括支援センター徳洲会	社会福祉実習 1	2 名
17	小規模多機能居住介護 小規模多機能ホームりーどけあ	社会福祉実習 1	2 名
18	社会医療法人大道会森之宮病院	社会福祉実習 2	1 名
19	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	社会福祉実習 2	1 名
20	社会医療法人愛仁会尼崎だいもつ病院	社会福祉実習 2	2 名
21	医療機関 耳原総合病院	社会福祉実習 2	1 名
22	医療機関 社会医療法人生長会阪南市民病院	社会福祉実習 2	1 名
23	（病院）近畿大学病院	社会福祉実習 2	1 名
24	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	社会福祉実習 2	1 名
25	社会医療法人生長会ベルピアノ病院	社会福祉実習 2	1 名
26	社会福祉法人 岬町社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
27	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
28	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
29	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
30	大阪市浪速区社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
31	社会福祉協議会 堺市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
32	豊中市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
33	社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	1 名
34	社会福祉法人 川西市社会福祉協議会	社会福祉実習 2	2 名
35	鶴見区障がい者機関相談支援センター（大阪市委託事業）	社会福祉実習 2	2 名
36	八尾市立障害者総合福祉センター（障がい福祉サービス）	社会福祉実習 2	2 名

37	救護施設ホーリーホーム	社会福祉実習 2	1 名
38	婦人保護施設 大阪府立女性自立支援センター	社会福祉実習 2	1 名
39	児童自立支援施設 大阪市立阿武山学園	社会福祉実習 2	5 名
40	児童心理治療施設 あゆみの丘	社会福祉実習 2	2 名
41	大阪府中央子ども家庭センター	社会福祉実習 2	1 名
42	神戸市こども家庭センター	社会福祉実習 2	1 名
43	堺市子ども相談所	社会福祉実習 2	1 名
44	児童相談所 大阪市こども相談センター	社会福祉実習 2	1 名
45	堺市堺保健福祉総合センター 堺市中保健福祉総合センター 堺市東保健福祉総合センター 堺市西保健福祉総合センター 堺市南保健福祉総合センター 堺市北保健福祉総合センター 堺市美原保健福祉総合センター	社会福祉実習 2	7 名
46	神戸市役所（各福祉事務所）	社会福祉実習 2	2 名
47	尼崎市北部保健福祉センター	社会福祉実習 2	1 名
48	四天王寺悲田太子乃園	社会福祉実習 2	1 名
49	大東市教育委員会事務局、大東市立各小学校及び、大東市子育て世代包括支援センター（ネウボランドだいとう）	スクール・ソーシャルワーク実習	10 名
50	茨木市立 小・中学校	スクール・ソーシャルワーク実習	5 名
51	尼崎市教育委員会	スクール・ソーシャルワーク実習	5 名
52	田尻町立小学校 田尻町立中学校	スクール・ソーシャルワーク実習	1 名
53	能勢町立能勢小学校、能勢中学校	スクール・ソーシャルワーク実習	2 名

54	社会福祉法人 堺ひかり会 幼保連携型認定こども園 とみなみこども園	保育実習 1A	2 名
55	幼保連携型認定こども園 はるみだい保育園	保育実習 1A	2 名
		保育実習 2	2 名
56	社会福祉法人 ゆずり葉会深井こども園	保育実習 1A	5 名
57	社会福祉法人 あおば福祉会新金岡センター保 育園	保育実習 1A	3 名
58	いづみ保育園	保育実習 2	2 名
59	幼保連携型認定こども園 五ヶ荘保育園	保育実習 1A	2 名
60	社会福祉法人 どんぐり福祉会久宝寺保育園	保育実習 1A	2 名
61	高鷲保育園	保育実習 1A	2 名
		保育実習 2	2 名
62	幼保連携型認定こども園 五風会	保育実習 2	2 名
63	保育施設 西六保育園	保育実習 1A	2 名
		保育実習 2	2 名
64	幼保連携型 海西ひばりこども園	保育実習 2	4 名
65	あけぼのぽんぽここども園	保育実習 2	3 名
66	児童心理治療施設 しらゆりホーム	保育実習 1B	6 名
67	児童発達支援センター 今川学園キンダーハ イム	保育実習 1B	2 名
68	児童発達支援センター しおん	保育実習 1B	2 名
69	児童発達支援センター堺市立第 2 もず園	保育実習 1B	2 名
70	福祉型児童発達支援センターカナの家	保育実習 1B	1 名

(新旧対照表)

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨 (本文) -67 ページ)	(39 ページ)
1 0 実習の具体的計画 (前略)	1 0 実習の具体的計画 (前略)
①教育実習	①教育実習

(中略) イ 実習先の確保の状況 教育実習の実習先として、大阪市教育委員会、大阪府教育委員会から実習受け入れの承諾を得ている。看護学部看護学科に設置予定の養護教諭一種免許、生活科学部食栄養学科に設置予定の栄養教諭一種免許の主たる実習先として小学校 292 校、中学校・高等学校教諭一種免許の実習先として中学校 132 校、高等学校 154 校を確保しており、実習先の確保としては十分な状況にある。(資料 3-1 実習施設一覧参照)	(中略) イ 実習先の確保の状況 教育実習の実習先として、大阪市教育委員会、大阪府教育委員会から実習受け入れの承諾を得ている小学校 292 校、中学校 132 校、高等学校 154 校を確保しており、実習先の確保としては十分な状況にある。(資料 3-1 実習施設一覧参照)
(設置趣旨 (本文) -69 ページ) 10 実習の具体的計画 (前略) ②社会福祉実習 (中略) イ 実習先の確保の状況 社会福祉士試験受験資格取得のために必要な実習については、大阪府内外の福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、病院、児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、女性福祉施設等を確保し、社会福祉実習 1 および 2 の想定受講者数各 40 名に対して、それぞれ 41 名、61 名の実習先を確保している。希望者が受け入れ可能数を超える場合、新たな実習先の確保に努めるが、それでも対応できない場合は専門科目の成績等をもとに選考を行う。選考の可能性のあることについて広報等の手段で受験生に周知する。(資料 3-1 実習施設一覧参照)	(40 ページ) 10 実習の具体的計画 (前略) ②社会福祉実習 (中略) イ 実習先の確保の状況 社会福祉士試験受験資格取得のために必要な実習については、大阪府内外の福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、病院、児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、女性福祉施設等を確保し、社会福祉実習 1 および 2 の想定受講者数各 40 名に対して、それぞれ 41 名、61 名の実習先を確保している。(資料 3-1 実習施設一覧参照)
(設置趣旨 (本文) -71 ページ)	(42 ページ)

1 0 実習の具体的計画 (前略) ③保育実習 (中略) イ 実習先の確保の状況 保育士資格取得のために必要な実習については、保育所等における実習と保育所以外の所定の児童福祉施設における実習があるが、いずれも府内外の保育所(園)や認定こども園、児童福祉施設等を利用しており、保育実習 1A、1B、2 の想定受講者数各 10 名に対して、それぞれ 20 名、13 名、17 名の実習先を確保している。 保育実習を実施する学外の施設としては、本学独自の「提携施設」が、保育所・認定こども園、それ以外の児童福祉施設のそれぞれにある。保育実習は、認可保育所・認定こども園、保育所以外の児童福祉施設で実施している。これらの「提携施設」は、すべて「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす施設である(「提携施設」の名称については、実習受け入れ承諾を得たすべての施設名を一覧として記載している)。希望者が受け入れ可能数を超える場合、新たな実習先の確保に努めるが、それでも対応できない場合は専門科目の成績等をもとに選考を行う。選考の可能性があることについて広報等の手段で受験生に周知する。(資料 3-1 実習施設一覧参照)	1 0 実習の具体的計画 (前略) ③保育実習 (中略) イ 実習先の確保の状況 保育士資格取得のために必要な実習については、保育所等における実習と保育所以外の所定の児童福祉施設における実習があるが、いずれも府内外の保育所(園)や認定こども園、児童福祉施設等を利用しており、保育実習 1A、1B、2 の想定受講者数各 10 名に対して、それぞれ 20 名、13 名、17 名の実習先を確保している。(資料 3-1 実習施設一覧参照)
(設置趣旨(本文) -73 ページ) 1 0 実習の具体的計画 (前略) ④スクールソーシャルワーク実習 (中略)	(44 ページ) 1 0 実習の具体的計画 (前略) ④スクールソーシャルワーク実習 (中略)

イ 実習先の確保の状況 スクールソーシャルワーカー資格取得のために必要な実習については、堺市教育委員会、茨木市教育委員会、大東市教育委員会において確保している。実際に行く実習先は、主に各教育委員会が指定したスクールソーシャルワーカーのいる学校であり、スクール・ソーシャルワーク実習の想定受講者数 15 名に対して、23 名の実習先を確保している。希望者が受け入れ可能数を超える場合、新たな実習先の確保に努めるが、それでも対応できない場合は専門科目の成績等をもとに選考を行う。選考の可能性のあることについて広報等の手段で受験生に周知する。(資料 3-1 実習施設一覧参照)	イ 実習先の確保の状況 堺市教育委員会、茨木市教育委員会、大東市教育委員会において確保している。実際に行く実習先は、主に各教育委員会が指定したスクールソーシャルワーカーのいる学校であり、スクール・ソーシャルワーク実習の想定受講者数 15 名に対して、23 名の実習先を確保している。(資料 3-1 実習施設一覧参照)
---	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

16. 社会福祉士やスクールソーシャルワーカーの養成に係る履修モデルが示されているが、例えば、「相談援助演習」は2単位の設定となっているが指定規則に対応する単位数の設定となっていないと考えられる。このため、指定規則と科目対応表を示して整合性を明確にするか、必要に応じて修正すること。

(対応)

教育福祉学類での開講科目および単位数と社会福祉士養成科目の時間数の対応表は、以下のとおりである。

『「相談援助演習」は2単位の設定となっている』とのご指摘について、他の3つの科目(「教育福祉フィールドワーク2」「教育福祉フィールドワーク3」「コミュニティとソーシャルワーク」)と合わせて指定規則の科目「ソーシャルワーク演習(専門)」(120時間)に対応している。

新大学学類科目	単位数(時間数)	社会福祉士養成科目	時間数
医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	2(30時間)	医学概論	30
心理学と心理的支援	2(30時間)	心理学と心理的支援	30
社会学	2(30時間)	社会学と社会システム	30
社会政策論	2(30時間)	社会保障	60
社会保障論	2(30時間)		
社会調査論	2(30時間)	社会福祉調査の基礎	30
ソーシャルワーク概論	2(30時間)	ソーシャルワークの基礎と専門職	30
ソーシャルワーク論C	2(30時間)	ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	30
ソーシャルワーク論A	2(30時間)	ソーシャルワークの理論と方法	60
ソーシャルワーク論B	2(30時間)		
コラボレーション論	2(30時間)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60
セルフヘルプ・グループ論	2(30時間)		

地域福祉論 A	2 (30 時間)	地域福祉と包括支援体制	60
地域福祉論 B	2 (30 時間)		
社会福祉運営論	2 (30 時間)	福祉サービスの組織と経営	30
教育福祉学 A	2 (30 時間)	社会福祉の原理と政策	60
教育福祉学 B	2 (30 時間)		
社会福祉原論	2 (30 時間)		
高齢者福祉論	2 (30 時間)	高齢者福祉	30
障害者福祉論	2 (30 時間)	障害者福祉	30
子ども家庭福祉論	2 (30 時間)	児童・家庭福祉	30
教育福祉の諸問題 A(貧困と社会)	2 (30 時間)	貧困に対する支援	30
医療福祉論	2 (30 時間)	保健医療と福祉	30
権利擁護論	2 (30 時間)	権利擁護を支える法制度	30
刑事司法と福祉	2 (30 時間)	刑事司法と福祉	30
教育福祉フィールドワーク 1	2 (30 時間)	ソーシャルワーク演習	30
教育福祉フィールドワーク 2	2 (30 時間)	ソーシャルワーク演習 (専門)	120
教育福祉フィールドワーク 3	2 (30 時間)		
コミュニティとソーシャルワーク	2 (30 時間)		
相談援助演習	2 (30 時間)		
社会福祉実習指導 1	1 (15 時間)	ソーシャルワーク実習指導	15
社会福祉実習指導 2	2 (75 時間)		75
社会福祉実習 1	2 (60 時間)	ソーシャルワーク実習	60
社会福祉実習 2	4 (180 時間)		180

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

17. 様々な資格取得が可能な設置計画となっているが、各資格の専攻分野に係る専任教員が配置されているのか不明確であるため、①教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員に担当させる旨の大学設置基準の規定を踏まえつつ、適切な教員組織となっていることを明確にすること。

(対応)

教育福祉学類における取得可能な資格は、社会福祉士（スクールソーシャルワーカー含む）、保育士、中学社会科教員免許、高校地歴科教員免許、高校公民科教員免許、高校福祉科教員免許、社会教育主事／社会教育士である、各資格の規程に示される専任教員を配置している。以下では、法令に基づく養成課程によって取得できる資格について記す。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」および「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条、一項 昼間課程及び夜間課程に係る基準、二、「別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。」に基づく別表第1に準ずる科目（下記一覧）と教員を揃え、かつ別表第2に記される入学定員に対する専任教員3名以上を満たして配置している。また、「二の専任教員のうち一人は社会福祉の原理と政策、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉又は貧困に対する支援を、一人はソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であること。」等を満たしている。（スクールソーシャルワーカー資格は、社会福祉士に含めている）

新大学学類科目	担当教員	単位数	社会福祉士養成科目	時 間 数
医学概論（人体の構造と機能及び疾病）	七 山 知 佳 （非常勤）	2	医学概論	30
心理学と心理的支援	西 中 華 子 （非常勤）	2	心理学と心理的支援	30
社会学	工 藤 宏 司 （准教授） 藤 田 渡（准教授） 西 田 芳 正 （教授）	2	社会学と社会システム	30

社会政策論	嶋内 健（非常勤）	2	社会保障	60
社会保障論	嶋内 健（非常勤）	2		
社会調査論	工 藤 宏 司（准教授） 藤田 渡（准教授） 田 垣 正 晋（教授） 乾 順子（准教授）	2	社会福祉調査の基礎	30
ソーシャルワーク概論	東 優子（教授）	2	ソーシャルワークの基礎と専門職	30
ソーシャルワーク論C	東 優子（教授）	2	ソーシャルワークの基礎と専門職（専門）	30
ソーシャルワーク論A	伊藤 嘉余子（教授）	2	ソーシャルワークの理論と方法	60
ソーシャルワーク論B	松 田 博 幸（准教授）	2		
コラボレーション論	山 野 則 子（教授）	2	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60
セルフヘルプ・グループ論	松 田 博 幸（准教授）	2		
地域福祉論A	東 根 ちよ（講師）	2	地域福祉と包括支援体制	60
地域福祉論B	東 根 ちよ（講師）	2		
社会福祉運営論	吉 原 雅 昭（准教授）	2	福祉サービスの組織と経営	30
教育福祉学A	児島 亜紀子（教授） 吉 田 敦 彦（教授）（退職後：未定〔非常勤〕）	2	社会福祉の原理と政策	60
教育福祉学B	児島 亜紀子（教授） 森 岡 次 郎（准教授）	2		
社会福祉原論	児島 亜紀子（教授） 吉 原 雅 昭（准教授）	2		
高齢者福祉論	濱 島 淑 恵	2	高齢者福祉	30

	(准教授)			
障害者福祉論	田 垣 正 晋 (教授)	2	障害者福祉	30
子ども家庭福祉論	山 野 則 子 (教授)	2	児童・家庭福祉	30
教育福祉の諸問題 A (貧困と社会)	嵯 峨 嘉 子 (准教授)	2	貧困に対する支援	30
医療福祉論	隅 田 好 美 (教授)	2	保健医療と福祉	30
権利擁護論	濱 島 淑 恵 (准教授)	2	権利擁護を支える法制度	30
刑事司法と福祉	関 川 芳 孝 (教授)(退職 後：関川 芳 孝 [非常勤])	2	刑事司法と福祉	30
教育福祉フィールド ワーク 1	東 優 子 (教 授) 吉 原 雅 昭 (准教授) 神 原 知 香 (非常勤)	2	ソーシャルワーク演習	30
教育福祉フィールド ワーク 2	松 田 博 幸 (准教授) 嵯 峨 嘉 子 (准教授) 神 原 知 香 (非常勤)	2	ソーシャルワーク演習(専 門)	120
教育福祉フィールド ワーク 3	松 田 博 幸 (准教授) 森 岡 次 郎 (准教授) 神 原 知 香 (非常勤)	2		
コミュニティとソー シャルワーク	東 根 ち よ (講師) 塩 田 祥 子 (非常勤) 鈴 木 大 介 (非常勤)	2		
相談援助演習	伊 藤 嘉 余 子 (教授) 中 本 勝 也 (非常勤) 神 原 知 香 (非常勤)	2		

社会福祉実習指導 1	東 優子 (教授) 西 田 芳 正 (教授) 吉 原 雅 昭 (准教授) 三 田 優 子 (准教授) 神 原 知 香 (非常勤) 宮 城 明 子 (非常勤) 仲野 浩司郎 (非常勤)	1	ソーシャルワーク実習指導	15
社会福祉実習指導 2	松 田 博 幸 (准教授) 伊 藤 嘉余子 (教授) 児 島 亜紀子 (教授) 嵯 峨 嘉 子 (准教授) 田 垣 正 晋 (教授) 東 根 ち よ (講師) 隅 田 好 美 (教授) 濱 島 淑 恵 (准教授)	2		75
社会福祉実習 1	東 優子 (教授) 西 田 芳 正 (教授) 吉 原 雅 昭 (准教授) 三 田 優 子 (准教授)	2	ソーシャルワーク実習	60
社会福祉実習 2	松 田 博 幸 (准教授) 伊 藤 嘉余子 (教授) 児 島 亜紀子 (教授) 嵯 峨 嘉 子	4		180

	(准教授) 田 垣 正 晋 (教授) 東 根 ち よ (講師) 隅 田 好 美 (教授) 濱 島 淑 恵 (准教授)			
--	--	--	--	--

保育士

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」、4 (2) ア (ア) 昼間部等、
「教科担当教員については、専任の教科担当教員(以下「教科担当 専任教員」という。)
を入学定員 50 人につき 6 人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第 6 条の 2
第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」(平成
13 年厚生労働省告示第 198 号。以下「告示」という。)別表第 1 の系列欄に掲げる
5 系列のうち「総合演習」を除く 4 系列については、それぞれ最低 1 人とすることが
望ましいこと。また、入学定員が 50 人増すごとに、教科担当専任教員を 2 人以上加
えることが望ましいこと。」より、

下記の表のとおり、「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する
科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育実習」の各領域に 1 名以上の専任教員
を配置している。

	児童福祉法施行規則に 規定する教科目等			大阪公立大学における 対応科目			担当教員	系列ご との専 任
	教科目	授業 形態	単 位 数	専門科目	授業 形態	単 位 数		
保育 の本 質・ 目的 に関 する 科目	保育原理	講義	2	保育学概論	講義	2	吉田直哉(准教授)(専任)	児 島 (教 授)、吉 田 敦 彦 (教 授)、森 岡 (准 教授)、 山 野 (教 授)、乾 (准教 授)、伊 藤 (教 授)、吉 田 直 哉 (准教 授)
	教育原理	講義	2	教育福祉学 A・B	講義	2/ 4	児島(教授)、吉田敦彦(教授)、森岡(准教授)(専任)	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉論	講義	2	山野(教授)(専任)	
	社会福祉	講義	2	教育福祉学 A・B	講義	2/ 4	児島(教授)、吉田敦彦(教授)、森岡(准教授)(専任)	
	子ども家庭支援論	講義	2	家族社会学	講義	2	乾(准教授)(専任)	
	社会的養護 I	講義	2	児童養護論	講義	2	伊藤(教授)(専任)	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	吉田直哉(准教授)(専任)	

保育 の対 象の 理 解 に 関 する 科 目	保育の心理学	講義	2	発達心理学 1 (心理学類科目)	講義	2	岡本(教授)(心理学 類専任)	木 曾 (准教 授)
	子ども家庭支 援の心理学	講義	2	心理学と心理 的支援	講義	2	非常勤	
	子どもの理解 と援助	演習	1	子どもの理解 と援助	演習	1	木曾(准教授)(専任)・ 非常勤	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健 学	講義	2	非常勤	
	子どもの食と 栄養	演習	2	子どもの食と 栄養	演習	2	非常勤	
保育 の 内 容・ 方 法 に 関 する 科 目	保育の計画と 評価	講義	2	保育の計画と 評価	講義	2	木曾(准教授)(専任)	伊 藤 (教 授)、木 曾(准 教授)、 吉田直 哉(准 教授)
	保育内容総論	演習	1	保育内容演習 A (総論・環境)	演習	2 ／ 1	吉田直哉(准教授)(専 任)	
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習 A (総論・環境)	演習	2 ／ 1	吉田直哉(准教授)(専 任)	
				保育内容演習 B (表現・言葉)	演習	1	木曾(准教授)(専任)・ 非常勤	
				保育内容演習 C (健康・人間関 係)	演習	2	非常勤	
	保育内容の理 解と方法	演習	4	保育の表現技 術 A (音楽)	演習	2	非常勤	
				保育の表現技 術 B (身体・造 形)	演習	2	非常勤	
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育論	講義	2	木曾(准教授)(専任)	
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育演習	演習	1	非常勤	
	子どもの健康 と安全	演習	1	子どもの保健 学演習	演習	1	非常勤	
	障害児保育	演習	2	障がい児保育 演習	演習	2	木曾(准教授)(専任)	
保育 実 習	保育実習 I	実習	4	保育実習 1 A 保育実習 1 B	実習	4	吉田直哉(准教授)・ 木曾(准教授)(専任) 吉田直哉(准教授)・ 木曾(准教授)(専任)	吉田直 哉(准 教授)、 木 曾 (准教 授)
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 1 A 保育実習指導 1 B	演習	2	吉田直哉(准教授)(専 任)・非常勤 木曾(准教授)(専任)・ 非常勤	
総合 演習	保育実践演習	演習	2	教育福祉ゼミ ナール A	演習	2	教育福祉学類全専任 教員	全専任 教員 21 名

教職課程

教育職員免許法別表第1備考第5号イ及び同法施行規則第21条の規定に基づく「教職課程認定申請の手引き」設置基準4-3/4-4に示されるところによると、高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、公民3人以上、中学校社会4人以上となっている。これら要件において教職免許課程における基準を満たしている。
(中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(公民))

(任用資格) 社会教育主事／(称号資格) 社会教育士

本学は社会教育主事養成課程を有する大学である。社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目を揃えており、専任教員の人数2名を満たしている。

その他の資格

上記以外の下記資格については、上記国家資格などを取得すれば自ずと取得可能、あるいは付随している資格であり、特に大学に養成課程を必要としない資格である。さらに、履修が必要とされる講義科目についても一般大学で揃えられる科目であったり、その科目においても専任、非常勤等に関係なく履修することができれば足りるなど、要件において特に国家資格、免許資格等の要件を必要としないが、大学設置基準第10条第1項に準拠し、これらの資格の要件に係わらず教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が担当する。

社会福祉主事(任用資格)、児童福祉司(任用資格)、身体障害者福祉司(任用資格)、知的障害者福祉司(任用資格)、児童指導員(任用資格)等

(新旧対照表)

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
(設置趣旨(本文)-46ページ) 5 教員組織の編成の考え方及び特色 イ 教員組織編成の特色 (前略) [教育福祉学類] 教育福祉学類は、「人間の生活と発達の包括的な保障および支援に関する学」として、人の誕生から老齢までの生命と自我成長の尊厳性の連続性と、個と社会との相互効力機能の深化・拡大を、これらを支える既存の社会福祉学、保育学、教育	(24ページ) 5 教員組織の編成の考え方及び特色 イ 教員組織編成の特色 (前略) [教育福祉学類] <u>誕生から老いまで生涯にわたって人間の尊厳を持った生存を保障する福祉的支援と、人間としての発達と学習を保障する教育的支援とを、有効に相互補完させることのできる能力を養成することを目的とすることから、社会福祉、保育・子ども</u>

学、社会学、健康科学、人権論、ジェンダー論など人類の知的資産を継承しつつ、それらを融合させて新たな知的創造活動の思考様式、ならびに知的探求資源を獲得する学類である。その上で、2022 年度の新大学開学によって現代システム科学域教育福祉学類として教育課程を移行するにあたり、持続可能な開発に基づくサステイナビリティ学を背景として、アジェンダ (SDGs) の「世界像」の実現を担う研究と教育を推進できるよう、改めて上記学問分野を融合させて教育と研究に臨むこととしている。 教員組織の編成は、社会福祉学、保育学、教育学、ジェンダー論など 4 つの教育グループによって編成される。社会福祉学を専門分野とする教育グループには、子ども家庭福祉論（教授 2）、高齢者福祉論（准教授 1）、障害者福祉論（教授 1、准教授 1）、地域福祉論（講師 1）、セルフヘルプ・グループ論（准教授 1）、医療福祉論（教授 1）、社会福祉運営論（准教授 1）、公的扶助論（准教授 1）から構成される。保育学を専門分野とする教育グループは、保育思想（准教授 1）、障害児保育論（准教授 1）から構成される。教育学を専門分野とする教育グループは、教育哲学（教授 1、准教授 1）、教育人権論（教授 1）、教育社会学（教授 1）、健康科学（教授 1）から構成される。そして、ジェンダー論を専門分野とする教育グループはセクシュアリティ論（教授 1）、福祉哲学・女性支援論（教授 1）、家族社会学（准教授 1）、政治思想（准教授 1）から構成される。 これら教育組織は、教育福祉学が人材	<u>も家庭、ジェンダー、生涯 支援、教育・ESD などの学問分野を専門とする教員を配置する。</u>
---	--

養成の一環として養成する社会福祉士・保育士の国家資格、教職課程（中学校社会、高等学校地歴、高等学校公民、高等学校福祉）、社会教育主事／社会教育士養成課程各課程に必要な法令上の要件を充足させた配置を行っており、教育と研究ならびに資格取得を通じた人材養成の観点からも編成されている。	
--	--

(是正事項) 現代システム科学域 教育福祉学類

18. 実習施設が示されているが、例えば、保育士養成に係る実習施設については、一般的に必要な特別教室や鍵盤楽器などが整備されていないように見受けられるなど、各資格の取得に必要な実習を履修するために適切な実習施設が確保されているか不明確であるため、明確にするか、必要に応じて修正すること。なお、小学校の教員免許の取得ができないにもかかわらず、多くの小学校を実習受入れ施設とすることの必要性を明確にすること。

(対応)

保育士養成に係る学内演習施設としては、中百舌鳥キャンパス A4 棟に特別教室として絵画工作室(407 室)、音楽教室(408 室)、器楽練習室(409 室、同室は個室 8 室に分かれる)、栄養学実習室(411 室)、リズム教室 (410 室)、プレイルーム (臨床研究室 2、304 室) が設置されている ((資料 3) 地域保健学域 (教育福祉学類)・学術情報センター講義室等配置図を参照)。これらの特別教室は、保育士養成科目の実技系の演習授業に使用可能である。器楽練習室においては、学生がピアノ等の個別練習に使用することが可能である。個別使用を希望する学生は、各自、事前に教育福祉学類事務室(A4 棟 1 階)において使用許可を求める手続きをすることで、希望する時間帯に自主学習(楽器演奏の練習)を行うことができる。プレイルーム(遊戯室。臨床研究室 2、304 室)には、対象年齢が 0 歳から 6 歳までの、国内外の室内遊具・玩具(ままごとセット、ぬいぐるみ・人形、ブロックなどの知育玩具)を収蔵し、演習授業に使用している。A4 棟 2 階のヒューマンサイエンス系図書室(201・202)は、保育学に関する基本的文献を収集・配架し、学生の自主学習のための利用に供しているほか、同図書室には、子どもの発達過程や、保育士による子どもの発達支援の方法についての映像教材(DVD)を備えている。これらの映像教材は、図書室内の個別ブース(201 室)において、学生が各自で自由に視聴できるようにしている。

保育実習(本学類においては、保育実習 1A・1B・2 の三実習は、保育士資格取得のための必修科目)を実施する学外の施設としては、本学独自の「提携施設」が、保育所・認定こども園、それ以外の児童福祉施設のそれぞれにある。保育実習 1A・2 は、認可保育所・認定こども園で実施している(実習 1A・2 を行う「提携施設」は 12 施設)。保育実習 1B は、保育所以外の児童福祉施設で実施している(実習 1B を行う「提携施設」は 5 施設。施設種別は児童発達支援センター、児童心理治療施設)。これらの「提携施設」は、すべて「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす施設である。「提携施設」は、例年、本学からの実習生を優先的に受け入れてもらっている。「提携施設」において、保育実習参加を希望する全ての学生が保育実習を行うことができる(「提携施設」の名称については、実習受け入れ承諾を得たすべての施設名を一覧として記載している)。

社会福祉士（社会福祉士、スクールソーシャルワーク共通）は、本学が社会福祉士資格取得のための養成大学の認定を受けているため、提携する実習先のリストは既に提出済みである。

・小学校を実習受入れ施設としていることについて

教員免許の取得における教育実習の受入れ施設としている小学校については、看護学部看護学科に設置予定の「養護教諭一種免許」及び生活科学部食栄養学科に設置予定の「栄養教諭一種免許」の主たる実習先として想定している。実習校数については、教育委員会から一括して承諾を得たため所管するすべての学校名を一覧に記載いただいている。学生が実習を行う際には、事前に教育委員会及び学校と十分に協議し適切に当該年度の実習校を決定することとしている。このことについて、設置の趣旨等を記載した書類の「イ実習先の確保の状況」に免許種と実習先の関係について補記する。

なお、教育実習の受け入れ施設（学校）については、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会から受け入れ承諾書を既に受領しており、両教育委員会が所管する受け入れ先学校リストも昨年 10 月の申請の際に資料として提出している。下記の通り現時点において十分な受け入れ先が確保されている。

大阪府教育委員会	中学校：1 校	高等学校：135 校
大阪市教育委員会	中学校：131 校	高等学校：19 校

（新旧対照表）

現代システム科学域 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
（設置趣旨（本文）-67 ページ）	（38 ページ）
1 0 実習の具体的計画 （前略）	1 0 実習の具体的計画 （前略）
①教育実習 （略）	①教育実習 （略）
イ 実習先の確保の状況 教育実習の実習先として、大阪市教育委員会、大阪府教育委員会から実習受け入れの承諾を得ている。看護学部看護学科に設置予定の養護教諭一種免許、生活科学部食栄養学科に設置予定の栄養教諭一種免許の主たる実習先として小学校	イ 実習先の確保の状況 教育実習の実習先として、大阪市教育委員会、大阪府教育委員会から実習受け入れの承諾を得ている小学校 292 校、中学校 132 校、高等学校 154 校を確保しており、実習先の確保としては十分な状況にある。（資料 3-1 実習施設一覧参

292 校、中学校・高等学校教諭一種免許の実習先として中学校 132 校、高等学校 154 校を確保しており、実習先の確保としては十分な状況にある。（資料 3-1 実習施設一覧参照）	照）
（設置趣旨（本文）-52 ページ） 7 施設，設備等の整備計画 ウ 校舎等施設の整備計画 2）実験施設・設備等 （略） 教育福祉学類では、保育士養成に係る学内演習施設として、中百舌鳥キャンパス A4 棟に特別教室として絵画工作室(407 室)、音楽教室(408 室)、器楽練習室(409 室、同室は個室 8 室に分かれる)、栄養学実習室(411 室)、リズム教室 (410 室)、プレイルーム（臨床研究室 2、304 室）が設置されている（別紙資料 10：地域保健学域（教育福祉学類）・学術情報センター講義室等配置図を参照）。これらの特別教室は、保育士養成科目の実技系の演習授業に使用可能である。器楽練習室においては、学生がピアノ等の個別練習に使用することが可能である。個別使用を希望する学生は、各自、事前に教育福祉学類事務室(A4 棟 1 階)において使用許可を求める手続きをすることで、希望する時間帯に自主学習(楽器演奏の練習)を行うことができる。プレイルーム（遊戯室。臨床研究室 2、304 室）には、対象年齢が 0 歳から 6 歳までの、国内外の室内遊具・玩具(ままごとセット、ぬいぐるみ・人形、ブロックなどの知育玩具)を収蔵し、演習授業に	（29 ページ） 7 施設，設備等の整備計画 ウ 校舎等施設の整備計画 2）実験施設・設備等 （略） 心理学類の実験施設・設備としては、 （略）

使用している。A4 棟 2 階のヒューマンサイエンス系図書室(201・202)は、保育学に関する基本的文献を収集・配架し、学生の自主学習のための利用に供しているほか、同図書室には、子どもの発達過程や、保育士による子どもの発達支援の方法についての映像教材(DVD)を備えている。これらの映像教材は、図書室内の個別ブース(201 室)において、学生が各自で自由に視聴できるようにしている。 心理学類の実験施設・設備としては、 (略)	
(設置趣旨(本文) -71 ページ) 10 実習の具体的計画 (前略) ③保育実習 (略) イ 実習先の確保の状況 保育士資格取得のために必要な実習については、保育所等における実習と保育所以外の所定の児童福祉施設における実習があるが、いずれも府内外の保育所(園)や認定こども園、児童福祉施設等を利用しており、保育実習 1A、1B、2 の想定受講者数各 10 名に対して、それぞれ 20 名、13 名、17 名の実習先を確保している。 保育実習を実施する学外の施設としては、本学独自の「提携施設」が、保育所・認定こども園、それ以外の児童福祉施設のそれぞれにある。保育実習は、認可保育所・認定こども園、保育所以外の児童福祉施設で実施している。これらの「提携施設」は、すべて「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす施設である(「提携施設」の名称については、実習受	(42 ページ) 10 実習の具体的計画 (前略) ③保育実習 (略) イ 実習先の確保の状況 保育士資格取得のために必要な実習については、保育所等における実習と保育所以外の所定の児童福祉施設における実習があるが、いずれも府内外の保育所(園)や認定こども園、児童福祉施設等を利用しており、保育実習 1A、1B、2 の想定受講者数各 10 名に対して、それぞれ 20 名、13 名、17 名の実習先を確保している。 (資料 3-1 実習施設一覧参照)

け入れ承諾を得たすべての施設名を一覧として記載している)。 希望者が受け入れ可能数を超える場合、新たな実習先の確保に努めるが、それでも対応できない場合は専門科目の成績等をもとに選考を行う。選考の可能性があることについて広報等の手段で受験生に周知する。(資料 3-1 実習施設一覧参照)	
--	--